

1 議 事 日 程 (4日目)

[令和5年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

令和5年9月8日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	小 島 真由美 (15)	<p>1. 共生社会の実現に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年5月に施行されたことを踏まえ、2点伺う。</p> <p>① 視覚障がい者のための音声コードの導入について</p> <p>② 市民図書館におけるマルチメディアデージー図書の利用について</p> <p>(2) 2025年に初めて日本で開催されるデフリンピックの周知や太宰府市出身選手を応援する市の取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 福祉まっぴりの予算や規模を拡大し、パラスポーツの体験や福祉団体、ボランティア団体などによる事業PRや模擬店など、とびうめアリーナでの開催を検討してはどうか。</p> <p>(4) 網膜色素変性症の方が使用できる暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業の対象に追加できないか伺う。</p> <p>(5) 補聴器は認知症予防の効果も期待できる。18歳以上の軽・中等度難聴者(30デシベル以上)へ補聴器購入費助成ができないか伺う。</p>
2	原 田 久美子 (12)	<p>1. 市内通学路の歩道橋について</p> <p>通古賀区にある水城小学校の通学路にもなっている歩道橋は、階段等が劣化しており、早急に修繕、修理をお願いしたいと考える。また、他の歩道橋についても補修計画があるのか伺う。</p> <p>2. いきいき情報センターのエスカレーターについて</p> <p>いきいき情報センターのエスカレーターは利用客が少ない時でも稼働している。</p> <p>一定の前提のもと、エスカレーターに人感センサーを導入することで、電力消費量やCO<sub>2</sub>排出量が削減され、省エネ・省コスト効果が高くなるとの試算例がある。</p> <p>導入を検討してはどうかと考えるが見解を伺う。</p>

3	森田正嗣 (4)	<p>1. 高齢者福祉計画の進捗について</p> <p>(1) 社会福祉法第4条第1項及び同法第6条第1項の趣旨は何か、市の見解を伺う。</p> <p>(2) 高齢者・要介護者の生活支援体制整備事業の到達モデルはどのようなものか。また、現在の到達レベルはどのようなものか伺う。</p> <p>2. 災害時避難計画の進捗について</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成と運用について伺う。</p> <p>(2) ボランティア支援センターはどの部署が所管しているのか。</p>
4	入江寿 (6)	<p>1. 中学校教育について</p> <p>(1) 生徒の指導方法の見直しの必要性について伺う。</p> <p>(2) 教科指導の質の変化に伴う生徒への負担軽減について伺う。</p> <p>(3) 学校で勉強する環境を整えるための朝自習等の実施について伺う。</p> <p>(4) 家庭学習環境を整えることについて2点伺う。</p> <p>① 部活動をしている生徒の実態について</p> <p>② 部活動をしている生徒への指導と学習環境整備について</p> <p>(5) 太宰府中学校独自の道真ノートの取扱いについて伺う。</p>
5	馬場礼子 (2)	<p>1. 子どもの「多様な居場所」づくりについて</p> <p>「居たい、行きたい、やってみたい」の3つの視点から、子どもの居場所に関する施策、取り組みについて伺う。</p> <p>(1) 本市の不登校児童・生徒数について</p> <p>(2) 子どもの居場所について4点伺う。</p> <p>① 多様な居場所を増やすという観点からどのような取り組みがされているのか</p> <p>② 居場所と子どもをつなぐことについて</p> <p>③ 居場所をコーディネートする人材の確保・育成支援について</p> <p>④ 居場所づくりに取り組む中間支援団体への支援について</p> <p>(3) 本市の居場所づくりのための公的支援について</p> <p>(4) 子どもや若者の声を直接聞く取り組みについて</p> <p>(5) 不登校児童・生徒のためのフリースクールについての市の見解と行政の支援について</p> <p>(6) 子どもの権利条例制定についての市の考えを伺う。</p>
6	笠利毅 (11)	<p>1. 生活のための交通手段の確保について</p> <p>地域公共交通計画の策定が進んでいるが、交通事情の変化は早い。個別の支援手段としてタクシー利用の補助について伺う。</p>

		<p>2. 歴史スポーツ公園について 歴史スポーツ公園について、運動施設面積開示と施設の利用状況について県からの進言があったと聞く。市はどのような対応をとっているのか伺う。</p> <p>3. 子どもの権利条例制定を求める署名について 令和5年6月議会での一般質問2件目への回答を踏まえ、市民からの要望にどのように応えていくのか伺う。</p> <p>4. 自衛隊への個人情報提供について 18歳、22歳の市民の個人情報が市の判断で自衛隊へ提供されたことは誤りだったと考えている。 周知も、十分でも適切でもなかったと考えており、市のホームページ等での案内について疑問点を質す。</p>
7	今 泉 義 文 (3)	<p>1. 高齢者の詐欺被害や消費者トラブルについて 警察庁の情報によると、特殊詐欺の件数は、平成29年をピークに減少傾向が続いたが、令和2年から増加傾向に転じている。令和4年では、65歳以上の高齢者が特殊詐欺に巻き込まれる割合が86%を超えている。また、給湯器の点検商法や、火災保険が使えると誘う住宅修理契約トラブルなど高齢者が様々な詐欺や消費者トラブルに遭遇するケースがある。 高齢者が詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないようにするという観点から2点伺う。 (1) 本市における高齢者の詐欺被害や消費生活相談の現状について (2) 市民が詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための市の対応について</p> <p>2. 防火体制の整備について 太宰府市には有形文化財としての建造物が13件あり、万が一、火災が発生した場合、それらの文化財を守ることができるのかという思いから2点伺う。 (1) 有形文化財の建造物周辺の防火体制の現状について (2) 防火水槽などの設置計画について</p>

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場	礼子	議員
3番	今泉	義文	議員	4番	森田	正嗣
6番	入江	寿	議員	7番	木村	彰人
8番	徳永	洋介	議員	9番	船越	隆之
10番	堺	剛	議員	11番	笠利	毅
12番	原田	久美子	議員	13番	神武	綾

15番 小 畠 真由美 議員

16番 長谷川 公 成 議員

17番 橋 本 健 議員

18番 門 田 直 樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 陶 山 良 尚 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 楠 田 大 蔵

副 市 長 原 口 信 行

教 育 長 井 上 和 信

総 務 部 長 高 原 清

総 務 部 理 事 轟 貴 之

市民生活部長 高 原 寿 子

健康福祉部長 川 谷 豊

都市整備部長 柴 田 義 則

観光経済部長 友 添 浩 一

教 育 部 長 中 山 和 彦

教 育 部 理 事 八 尋 純 次

総 務 課 長 併 佐 藤 政 吾

総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴  
広報担当課長兼ITプロモーション担当課長 杉 山 知 大

選挙管理委員会事務局長

地域コミュニティ課長 宮 崎 征 二

防 災 安 全 課 長 竹 崎 雄 一 郎

福 祉 課 長 大 谷 賢 治

市 民 課 長 今 村 江 利 子

高 齢 者 支 援 課 長 大 山 清 敬

介 護 保 険 課 長 柳 谷 雅 子

子 育 て 支 援 課 長 高 原 真 理 子

元 気 づ くり 課 長 安 西 美 香

建 設 課 長 齋 藤 実 貴 男

都 市 計 画 課 長 古 賀 千 年 志

観 光 推 進 課 長 兼 西 山 英 毅

上 下 水 道 課 長 大 久 保 信 孝

地域活性化複合施設太宰府館長 産 業 振 興 課 長 満 崎 哲 也

国 際 ・ 交 流 課 長 松 井 百 合 子

学 校 教 育 課 長 鳥 飼 太

社 会 教 育 課 長 井 本 正 彦

文 化 学 習 課 長 堀 ノ 内 龍 治

文 化 財 課 長 山 村 信 榮

監 査 委 員 事 務 局 長 添 田 邦 彦

ス ポ ー ツ 課 長 大 石 敬 介

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議 会 事 務 局 長 野 寄 正 博

議 事 課 長 花 田 敏 浩

書 記 陣 内 成 美

書 記 三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番小島真由美議員の一般質問を許可します。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告しておりました共生社会の実現に向けた取組について質問をさせていただきます。

1項目め、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年5月に施行されました。この法律は、全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、情報を十分に取得及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るようにできることが極めて重要であることを鑑み、障がい者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

基本理念をまとめますと、以下4項目です。1、障がいの種類、程度に応じた手段を選択できるようにする。2、日常生活、社会生活を営んでいる地域に関わらず、等しく情報取得等ができるようにする。3、障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。4、高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じて行う。この基本理念にのっとり、地方公共団体は、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務が明記されております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目、近年、視覚障がい者のために開発された音声コードを自治体が導入する動きが広がっています。本市においても、公的な通知、広報などに音声コードを導入し、市民の情報取得のツールとして活用してはいかがかと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目、文字情報をうまく理解することができない障がいのある方の読書をサポートするための電子図書マルチメディアダイジー図書を市民図書館での館内利用や貸出しできないか、見解をお伺いいたします。

2項目め、2025年にデフリンピックが日本で初めて開催されます。パラリンピックは有名で

すが、デフリンピックの認知度は高くありません。パラリンピックもデフリンピックも障がい者の大会ですが、参加できる人が違います。パラリンピックは身体障がい者を対象としており、聴覚障がい者はパラリンピックに参加できないので、デフリンピックが開催されています。うれしいことに、バドミントンに姉妹で出場される矢ヶ部紋可選手、真衣選手は太宰府在住であり、市としてもデフリンピックの周知、両選手の応援にと盛り上げていきたいところで、本市の取組についてお聞かせください。

3項目め、パラスポーツの体験や、障がいを持つプロの迫力ある演技などを子どもたちが身近で見るとは、貴重な体験です。また、市内の福祉施設で作られた野菜や商品などの販売、ヘルプマークやヘルプカードの普及など、障がい者福祉関連のイベントをとびうめアリーナで開催したり、現在社会福祉協議会を中心に行われている福祉まつりの予算や規模を拡大するなど、イベントを盛り上げて障がい者福祉のさらなる啓発推進を図ることは、共生社会における市民や各団体、事業者などの横の連携にもつながると考えます。市の見解をお聞かせください。

4項目め、網膜色素変性症は、目の内側にあつて、カメラで言えばフィルムに相当する網膜という部分に異常を来し、暗い場所で目が見えなくなる夜盲や視野が狭くなる視野狭窄、視力低下などの症状が現れる進行性の難病です。

2018年に発売された暗所視支援眼鏡は、小型低照度高感度カメラで捉えた像を明るい映像として着用者の目の前の有機ELディスプレイに投影する眼鏡タイプのウェアラブル機器で、夜盲症患者がこの製品を装用することで、明るいところ、暗いところを問わずに広範囲な視野を提供できるようになっています。

しかし、暗所視支援眼鏡の販売価格は約40万円と高額で、購入するにはかなりの経済的負担になります。この眼鏡が2019年7月、全国で初めて熊本県天草市で福祉用具として日常生活用具の給付対象になり、2022年10月時点で92自治体が給付対象としています。本市としても日常生活用具給付事業の対象に追加できないか、お伺いします。

5項目め、補聴器購入費助成について伺います。

本市の補聴器購入費助成事業実施規則によりますと、現在本市では、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者で、一定の条件を満たしている方に対し、軽度、中等度の難聴児の補聴器購入費の助成を行うとされています。

高齢化率の高い本市において、高齢者の社会的孤立や認知機能の低下を防ぐためにも、年齢を問わず、低・中等度難聴者へ補聴器購入費の助成ができないか、お伺いいたします。

以上、再質問は発言席にて行います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） おはようございます。

共生社会の実現に向けた取組についてご回答いたします。

まず、1項目めの1点目、視覚障がい者のための音声コードの導入についてですが、昨年、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、通称障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進されることとされました。法の基本理念におきまして、可能な限り障がいの種類や程度に応じた手段を選択することができるようにすることが求められておりますので、障がい者が必要とする情報を取得、利用しやすくすることができますよう、音声コード作成ソフトの導入や、公的通知をはじめ広報やパンフレットなどへのコードつき印刷物の導入、普及について調査研究を進めますとともに、関係部署とも連携を図りながら、皆様に向け、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置など日常生活用具給付事業の制度周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 次に、2点目の市民図書館におけるマルチメディアデージー図書の活用についてですが、令和元年に読書バリアフリー法が施行され、全ての国民が等しく読書を通じて文字、活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することが言われていることもあり、本市では、視覚に障がいのある方、読むだけでは理解が困難な方のために、大活字本、点字の本、スウェーデン語の分かりやすいという言葉から名づけられたLLブックを配架しております。また、拡大読書器もカウンターに用意しており、ご要望があれば対面朗読室で司書が視覚障がいの方に本の朗読を行うなどのサービスも行っているところです。

現在、マルチメディアデージー図書の導入は行っておりませんが、今後につきましては、平成25年9月議会において議員よりデージー教科書についてのご質問を受け、導入に向け調査研究し、利用開始してきたように、デージー図書についても調査研究を行いながら、まずは令和4年度から福岡県立図書館がデージー図書を活用したバリアフリーサービスを行っておりますので、本市ではデージー図書を必要とされている方のために、福岡県立図書館へつなぐためのホームページ等の準備を行い、視覚に障がいのある方や読むだけでは理解が困難な方にご利用いただけるよう、整備してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの2025年に初めて日本で開催されるデフリンピックの周知や太宰府市出身選手を応援する市の取組についてご回答いたします。

デフリンピックは、4年に一度開催される聴覚障がい者のための国際総合スポーツ大会であり、世界中から多くの選手が参加するオリンピックやパラリンピック並みの大きな大会となります。昨年ブラジルで開催された前回大会、第24回夏季デフリンピック競技大会には、デフバドミントンの日本代表として出場された本市在住の矢ヶ部紋可さん、真衣さん姉妹が、団体戦で見事銀メダルを獲得されました。また、日本経済大学在学の久住呂文華さんは、デフサッカー女子日本代表としてデフリンピックに出場されています。

皆さんそれぞれ市役所に報告に来られ、市長をはじめ職員一同でお祝い、激励し、矢ヶ部姉

妹は2025年デフリンピックでは優勝したいと、次なる目標を述べられました。こうした表敬訪問の様子は、広報「だざいふ」や市長の日記などで折に触れ市民の皆様にお知らせさせていただいているところです。

こうした太宰府市出身の若い人たちの活躍は、市民の皆様にとりましても元気と感動を与えてくれるものです。世界に羽ばたく人材育成表彰も新たにスタートしているので、これから2025年大会を迎えるに当たり、市民の皆さんと一緒に、世界に羽ばたく太宰府市出身の選手たちの活躍を盛り上げてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、3項目めの福祉まつりの予算や規模を拡大し、パラスポーツの体験や福祉団体、ボランティア団体などによる事業PRや模擬店など、とびうめアリーナでの開催を検討してはどうかについてですが、現在、福祉まつりにつきましては、太宰府市社会福祉協議会を中心に、17団体から成る実行委員会で企画、運営を行っております。本市といたしましても、実行委員会で企画する福祉まつりの内容がより充実したものとなりますよう、今後ともバックアップに努めたいと考えております。

次に、4項目めの網膜色素変性症の方が使用できる暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業の対象に追加できないかについてですが、網膜色素変性症などにより夜盲または視野狭窄の症状がある視覚障がいをお持ちの皆様にとっては、明るい視野が提供されることにより日常生活の糧になると考えられますので、先進自治体の実施状況につきまして調査研究を行いますとともに、他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、5項目めの補聴器は認知症予防の効果も期待できる、18歳以上の軽・中等度難聴者、30デシベル以上へ補聴器購入費助成ができないかについてですが、現在、身体障害者手帳の交付基準に達しない程度の難聴であっても、会話がしにくいことが原因でコミュニケーションが取れず、生活の質が低下するとして、補聴器助成制度の拡充を図るよう、全国市長会を通じて要望を行っているところです。今後も軽度・中等度難聴者補聴器購入費の助成につきまして、引き続き国に要望を行っていきますとともに、先進自治体の実施状況につきまして調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。共生社会の実現に向けた取組については、前回の6月議会でインクルーシブ遊具、子どもたちが障がいがある、ないに関わらず一緒に遊べる遊具を整備できないかとか、また手話の会の皆様へのご支援をしっかりといただきながら、また養成講座におけるテキスト代を無償にできないかというような、そういったことをちょっと質問させていただきました。

その続きともなるんですが、この共生社会の実現ということ自体が、これからのどこの自治体でも一番大きな、まちづくりの大きな柱になってくるものがございます。その中でまず取り



組まなければならないのが障がい者支援ということで、引き続き今回の9月議会におきましても障がい者支援について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1項目めのこの音声コードについてでございます。音声コードにつきましては、以前、ずっと前になるんですけれども、市内の視覚障がい者の方からご相談を受けたことがございました。これは、市からの納税通知書がご自宅に届いていたそうなんですけれども、それが視覚障がいがあるために、その内容に気づかずに納付が遅れて、差押え一步手前まで行ってしまったとのことでした。

やはり市からの通知内容が分からないということは、障がいのある方には決して珍しいことではなく、不便を感じている方も多いのではないかなというふうに思っております。

今回ご紹介いたしました音声コードについては、多くの自治体に取り上げ始め、またこれは費用がそうそうかからなくて、無償で市のほうにもこのソフトが提供されるということでございます。ユニボイスという、スマートフォンで聞けるユニボイスポータルサイトに行政情報が入って、これを利用する自治体が増えてきたということでございまして、このユニボイス、音声コードなんですけど、封書にこういうふうに半分に切ったような印をつけて、この横に2次元コードがありますよという印になります。ここにスマートフォンをかざせば、中の書類の内容が何なのかを読み上げてくれるというソフトで、もっと先進地は、この中の書類までもきちんと裏表分かるように、半分に切ってこういう印をつけて、コードを印刷をしているというようなところが今増えてきている。これがあると、視覚障がい者が自分の大事な内容、個人情報をきちんと情報として取得することができるということでございます。

お聞きいたしますが、今回コロナワクチンのご案内等、随分と何回にもわたってご案内を差し上げたり、また納税書だったり、先ほど申しましたようなこういった視覚障がい者にご不便をかけたようなことというのは、何か市のほうでつかんでいるのかどうか、また今の現状をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 今議員からありましたようなお求めですとか、そういった苦情的なものにつきましては、今のところ伝え聞いておらないところでございます。

それから、導入の状況でございますが、近隣で導入されておるところは把握はしておるところでございますが、本市におきましてはまだそこまで進んでおりませんので、引き続き調査研究を行ってまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） これは先日、手話の会の皆さんと環境厚生常任委員会といたしまして意見交換会を差し上げた際に、これは障がい者への避難経路、また避難情報がちょっと分かりにくいというお声をいただきまして、すぐにこの件を所管のほうに伝えに行ったところ、そのときにきちんと部長をはじめ福祉課の方たちが議事録を取ってくださっていて、それを横断的にお渡しをいただいていたということで、すごく感心をさせていただきました。本当にあり

がとうございます。このようにやはり共生社会における実現に向けたやり取りをする中で、行政の役割としては横断的なこういった速やかなやり取りが一番必要じゃないかなと私も改めて思いました。

今回、この音声コードにつきましても、さっき申しあげましたこの納税証明書だとか様々大切な郵送物が市から私たちの自宅に届くわけでございますので、この情報を的確に確実にその方に届くような、分かるようなやり方をさせていただきたいと思えますし、また先進自治体は、このかぎ裂き印というのを全てのチラシ、また郵送物につけて、障がいがある、ないに関わらず、こういうふうな情報の取得の仕方がありますよということをきちんとしてお伝えができる、そういったこととしてお使いになっていただいているところもでございますので、私から今回、様々な今回の項目を上げさせてもらった、9月議会に上げた意図というのは、できれば4月から、来年度の早い段階というか、新年度からすべからく進めていただきたいという思いで、12月議会では間に合わないから、9月議会で行いました。

ですから、検討という言葉が幾つか今回の項目の中でございますけれども、できることならば来年度からの実現に向けた取組としての検討をどうかお願いをしたいということ、重ねてこの音声コードのほうは申しあげておきたいと思えますが、この音声コードはすぐにでも取りかかれる内容でございますし、そんなに難しい内容でもございませんので、新年度を待たずに、できれば早い段階でお願いをしたいと思っております。

それから、2項目めになりますけれども、このマルチメディアデイジー図書になります。マルチメディアデイジー図書につきましては、図書館のバリアフリー化、インクルーシブ図書の整備について、ここが大きな柱になってくるかと思えます。障がいの有無やどのような障がいをお持ちかということに関わらず、誰もが利用しやすいインクルーシブな施設づくりを目指していただきたいというのが、この図書館でございます。一人で気軽に行ける、こういったところは図書館が一番、毎日利用するわけでございますので、この図書館の整備についてお願いをしていきたいとも思っております。

その前にまず1つ、近隣市を含めた他市の状況として、このマルチメディアデイジー図書の状況をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） マルチメディアデイジー図書の活用の近隣市の状況をお伝えします。近隣市では、平成24年度に小郡市さんが入れられております。令和3年度に春日市が導入しております。近隣ではその2市なんですけれども、県内でいいますと、先ほど私の回答にもありましたように県立図書館がまずありまして、それ以外では11の市町が導入しているという現状です。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。今までたしか図書カードが近隣市と同期していて、他市の図書も貸出しができる。これについてはマルチメディアデイジー図書もそう

だから、そういったことの啓発、周知を行って、まずは近隣市との広域の中で使っていただくというお考えでよろしかったでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 考え方としてはそういう形になります。まずは県立図書館のほうがそういう形で、まずはつながりを持っているところの市町の分を利用しながらやっていただきたいということで言われておりますので、私どももまずはそこから導入いたしまして、それから利用実績や近隣市のまた状況を踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。できるだけ早い段階でこのマルチメディアデジター図書も入れていただきたいと思いますが、先ほどご紹介いただきましたように、学校現場におきましては支援学級等でマルチメディアデジター教科書の導入については、福岡県ではよりすごい早い段階で一般市としては導入をいただきまして、今でもまだ進んでない中で、太宰府市は政令市と肩を並べてこのデジター教科書を今ご利用いただいている状況でございます。図書館においても、ぜひこのマルチメディアデジター図書を使っていただいて、学習障がいのあるお子さんたちにしっかりと本を読む楽しさを教えていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回のこの図書館の整備につきまして、先ほど部長からもご案内ありましたように、このマルチメディア図書、デジター図書以外にも様々、LLブックであるとか、いろいろな大活字本、こういったものも配置しているということでございました。このマルチメディアデジター図書のほかにも、視力低下で字が読みづらい方、また学習障がいがある方、様々な方がお見えになるんですけれども、例えば布の絵本。この布の絵本は、ちょっと前に市の女性職員が作ってくださったものをちょっと拝見いたしました。フェルトで作ってくださったんですが、療育に使われるということで、大変重宝されているということで、とてもこの布の絵本はいいなと思いました。

例えば図書館で布の絵本を募集をして展示会をして、それを活用させていただくとか、また様々なこういった障がい者に向けた図書であるとか、こういった資料であるとかを、福祉の先進地であるスウェーデンにおいてはりんごプロジェクトというのがありまして、このりんごプロジェクトという、りんごの棚とって、障がい者向けの絵本だとか、先ほどご紹介いただきましたような様々な本や、また電子図書などを、そこのコーナーをつくるんですね。それは、今部長からのご説明の中で、やはり障がい者が使えるようにはなっているけれども、それを市民が知らない。これは障がいがあるとなかろうとも、そういうコーナーでどなたでも手に取っていただけるようなそういうことがインクルーシブであるし、そういうことがバリアフリーではないのかなというふうに思っておりますので、これを始めたのがスウェーデンなんですけど、このりんごプロジェクトということで、日本でも随分広まっております。これは子どもたちの間で今広まっております、全ての子どもたちが読書の喜びを体験する権利があるというスローガ

ンから始まった取組なんです。このりんごの棚を設置して、アクセシブル図書を展示をしてくんでですね。あえてそこで子どもたち、障がいがある、ないに関わらず、そういったことをきちんと体験をし、また司書さんがきちんとその場所で教えていくといった、そういった取組がなされています。

やはりこういったことって非常に大切で、図書館が一つの縮図になるような場所だと私は思っています。さっき言いましたようなこのりんごの棚というような、こういう考え方はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） ありがとうございます。今までも市民図書館のほうでは、例えばLLブックとかそういうものについては、コーナーをつくって配架はしているんですけども、なかなかそれから先ができてない部分もありますので、今日ご意見いただきましたので、そういうことも踏まえまして、なるべく共生社会の中で図書館の役割を考えながらやっていきたいと思えます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。ぜひ、ピクトグラムとか様々、今どんどん新しい電子図書なんかも増えていますし、そういったコーナーをきちんとつくって、誰でも分かるような、そんな配置の仕方にしていただけたらというふうに思っております。

それから、2項目めになりますけれども、デフリンピックについてご質問をさせていただきました。このデフリンピック、昨年2022年にブラジルで行われたデフリンピックでは、コロナ禍でありながら73か国、2,412人が参加をし、日本選手は過去最多の30個のメダルを獲得したということでございます。開催計画では、音が聞こえる人とそうでない人が協働して大会開催を実現していくということで、例えばスタートの合図や審判の声などを目で見て分かるように視覚的に工夫するなど、コミュニケーションや情報のバリアフリーを推進し、一歩進んだ共生社会の姿を示していくというふうにしています。これが2025年に日本で開催をされるということで、ホスト都市である東京も非常に盛り上がっているところでございます。

しかしながら、このデフリンピック自体の認知度が低くて、2021年に日本財団が調べた調査によりますと、デフリンピックの認知度は16.3%、同じ調査でパラリンピックは97.9%でした。これは本当に今回のデフリンピックを機に、太宰府が旗を振って、このデフリンピックを契機に、共生社会の縮図であるこういったことを踏まえながら何か起こしていくことは、非常に大事ではないかなというふうに思いますが、この件について市長、お考えをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どうもありがとうございます。今日、お母様もお見えでありますけれども、矢ヶ部姉妹、また久住呂さん、それぞれ役所にも来ていただきまして、私も本当に心から激励なりお祝いをさせていただきました。

おっしゃるように、今回非常に有意義なご指摘をいただいています。これまで市報なり各マスコミ、新聞、テレビなどでも取り上げてきていただきましたけれども、2025年、何としても、今まで銀メダルでしたけれども、金メダルを取りたいと、世界一になりたいと、そうした非常に前向きなメッセージもいただいています。

本市には道下さんという、これまた金メダリストが市に在住をされていますし、応援大使として今ご活躍もいただいておりますので、そうした方々のお力もお借りしながら、市を挙げて2025年に向けてまさしく応援をする体制を整えていきたいと思っておりますし、ぜひ議員のご指摘もいただきながら、そうした目標達成に向けて我々も努力していきたいと、それが市政につながれば大変本望であると、幸いであると思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。これは今市長がお話いただいたことは、3項目めのこのパラスポーツの体験であるとか、何か大きなイベント、今回のデフリンピックと一緒に盛り上げていく中での一つの行事として捉えていけないかという質問にも通じるんですけども、この聴覚障がいのある方は、ほかの障がい者に比べて周りから見ても気づかれにくい障がいであるということで、情報を得ることが難しい現状でありますけれども、その中で例えばこのユニバーサルマークというんですかね、その中で耳マークというのがありますけれども、これは今5階の議会事務局の受付のところにもございます。庁舎内にはきちんと設置をして、窓口に置いてくださっております。この耳マークについて、庁舎外の公共施設等、また太宰府市内の観光地あたりの状況等、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 観光施設につきましては、令和4年3月に観光推進課と太宰府館に掲示を依頼しておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） とびうめアリーナとかそういったところには、まだ置いてないというところでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） この耳マークですが、同じく令和4年3月に全課に配布をしております。その出先の部分についても、ちょっと把握はしておりませんが、掲示はされておるとの承知しております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。私どもの市は国際観光都市でございますので、その中でも多くの障がいを持たれた方、様々な多様性を持ってお見えになると思っておりますので、そういったことにきちんと対応ができるためにも、この耳マークをはじめユニバーサルデザインの周知については、観光案内所をはじめ太宰府駅周辺などにも配置をするべきではない

かなというふうに思っております。

また、今回この3項目めにも関わってくるんですけども、今ありましたように、デフアスリート、それからパラアスリート、こういった方たちが身近にこんなに素晴らしい選手たちがいるということは、子どもたちにとっても本当に大きな影響を受ける、とても大切な人材だと思うんですね。ぜひ学校、また市民の方たちとも、こういった方たちのお力を借りながら、また質問にもありましたようにデフスポーツだとか、またパラスポーツを間近で体験をする、経験をする、そういったことを通じながらデフリンピックが何なのか分かり、パラリンピックが何なのか分かり、障がいとは何かが分かり、共生社会が何かということが分かる、そういったことにつながってくるものだと思います。

先ほど回答いただきました福祉まつりの支援をさらに充実させていくというようなご回答でございましたけれども、私も毎年参加をさせていただいておりますこの福祉まつりでございますが、今年度はもう既に開催予定が決まっていると思います。この開催予定の中で、社会福祉協議会が中心になって、実行委員会が今つくり上げていただいておりますので、これはこれで楽しみにしたいと思いますが、私が申し上げているのは、来年度、2024年度に向けたことなんですけれども、ここでも予算確定前に今回質問させていただきましたけれども、市が中心になって、福祉まつりはこれは社会福祉協議会が中心ですが、市が主導になって、これは教育委員会かも分かりませんし、市かも分かりませんが、やはりとびうめアリーナを使って、回答にはちょっといただけてないんでお聞きしますけれども、今A型、B型就労支援の事業者さんも物すごく増えております。精神疾患の患者さんも物すごく増えながら、今就労移行へと進む道筋をつくりながら、A型、B型で様々な今事業所さんの中で通所をされている方たちが非常に増えています。

その中、横の連携でありますこの事業所さんたちの商品の販売のルート確保であるとか、また横同士でやはり福祉を盛り上げていこうというような機運も今ございますので、そういった場を提供する意味もあって、市が主導になって、一番いいテーマであるデフリンピックを目の前にして、大きなことができるんじゃないかなというふうに思いましたもので、今回質問させていただきました。この件についてはちょっとご回答いただけてないので、市長ですかね、どなたか分かりませんが、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、ご指摘、これはもうごもっともでありますので、我々いたしましたも、市なり教育委員会なり社協なり、様々な太宰府市の中でそうした主体がありますので、できる限りこうした主体間の協力をしながら、そして何よりも実行委員会の中でやはりしっかりと議論していただくことが大切でしょうから、そうした方々にご相談申し上げながら、議員の指摘のような盛り上げができればなと思っていますところであります。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。福祉まつりをそこに糾合していくようなこ

とでの話合いができるのかどうか、もしくは福祉まつりは福祉まつりできちんと身近な、今までどおりきちんとされながら、市がこの2025年に向かった、デフリンピックに向かった取組としての一環としてのとびうめアリーナを使ってのイベントとして行うのか、その辺はお任せいたしますけれども、何かしらやはり、今この福祉というところでの障がい者福祉を、しっかりと市民と一緒に共生社会に向けた交流ができるいいチャンスではないかなというのが来年じゃないかと思っておりますので、ぜひこのことは予算づくりの中でテーブルの上にぜひ上げていただきたいということを強くお願いを申し上げたいと思っております。

4項目めの網膜色素変性症、暗所視支援眼鏡なんですけれども、これは本当に最低でも40万円するという高額なものなんですけど、でも、この眼鏡がないと外に出ることができない方が一定数いらっしゃるというのは事実なんです。このご相談を受けた方も太宰府市民の方であります。やはりこういった、私たちが共生社会の中でよく自助、共助、公助とありますけれども、その公助の最たるところはやはり制度をつくっていくこと、そして制度と制度の間で困っている人、また漏れている内容を拾い出して、洗い出して、その困り事を解消していくこと、ここに尽きるのではないかなというふうに最近思っております、それが今回この暗所視支援眼鏡であり、またずっと昔、補聴器助成のときに、それこそまだ福岡県が18歳までの中度、軽度の補聴器助成をする前に、太宰府市が先にしたんです。これも提案をさせていただいて、そのときにはすぐに当時の課長が動いてくれました。本当にこのことをいただいたご相談も、福岡市のあいれふというところに、小さい、まだ保育所ぐらいのお子さんが週に2回か3回か、お母さんが天神までお連れになって訓練を行うんですね。聴覚の訓練を行うんですが、福岡市には補聴器の制度があって、助成制度があったんです。太宰府市がなくて、子どもだから汗ですぐ壊れたりとか、成長によって耳の成長も大きくなって合わなくなったりとか、そのたびに購入しないといけないというようなことで、太宰府も助成ができないかというご相談でした。そこに対して、人数は少ないけれども、確かに困っていること、一定数の方が本当に困っていることということで、予算的にもそんなに大きな予算をかけなくても済むということで、所管の課長がすぐにそのときは部長と共に動いてくれて、早い段階でこれもできました。

今回の件も、この暗所視支援眼鏡の件も、私が今回出している内容の中でも、そんなに市としての負担は重くはないような内容ではないかとも思いますが、当事者にとっては本当に日常生活に大きく影響する内容であるために、今回質問にさせていただきました。どうかこの件も早急なご回答をお願いしたいと思いますし、早急な検討をお願いしたいと思います。

最後のこの補聴器購入費助成なんですけれども、今回決算資料を読んでいまして、75歳以上の高齢者がいよいよ太宰府市も1万人を突破をいたしました。やはり高齢者社会の中で、医療費を抑制しよう、税を抑制しよう、様々な取組の中で、今国民健康保険の税を何とか、医療費を何とかというふうに所管が今一生懸命政策を介護予防を含めて行っていただいておりますが、年代的にその対策を考えますと、40代、50代ぐらいまでは、どっちかというところ食生活の改善だとか体を動かす、歩くこと、生活習慣病に特化した政策が多いんですが、65歳以降からはじゃ

あ何が一番多く現れるかという、加齢性難聴が増えているという現状があります。

この加齢性難聴につきましては、ひきこもりから始めて、人との会話が嫌になって籠もりがちになって、鬱になったり、認知症を患ったりというようなことなんですけれども、費用対効果をきちんと把握をして、これは結構な予算は要すると思いますので、恐らく市長も市長会で要望をずっと国のほうにしてくださっていると思います。これは本当に当たり前のことで、国や県がしっかりと予算をつけるべきものだと、私もそう思います。

市としてはじゃあ何をするかといえば、やはりエビデンス、きちんとした予算化するために、どれくらいの医療費の削減が見込めるだろうか、こういったことの調査研究をお願いしたいと思いますが、この件についてお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと改めて今ご指摘を聞きながら、実は私は母がもうすぐ78歳になるんですけれども、あまり年齢を言うと怒られるかもしれないんですけれども、やっぱりちょっとかなり聞こえが悪くなってきて、でも聞こえたふりをするんですね、親子でも。よく分かってなかったりして、やっぱりちょっと人に会うのがおっくうになっていっているような感じがしていますし、親子間でもそうですし、何か補聴器をつけるのはちょっと恥ずかしいということで、私ではなかなか理解できない領域だったんですが、今お聞きしていただいて、やっぱりそれで鬱になっていくとかひきこもりになっていくということを聞きますと、まだ父がおりますので、一人なんかになると非常に心配だなと思いました。

ですので、そうしたことの中で、非常に新たなそうした医療費なり、市民の方の悩みが広がっているということは事実だと改めて認識しましたので、そういうことをしっかりと調べつつ、そのことによって、じゃあそれを未然に防止することができれば、そうした悩みを未然に解消することができるということをしっかりと推しはかりながら、対策に努めていきたいと思った次第です。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。やはり高齢者になりますと、様々な体調の変化から始まり、本当に自分ではどうしようもないところでの変化が起こってくるわけでございます。これが本当に2040年までにどんなふうな形で高齢化が進み、また医療費がどこまでかかってくるのか、介護保険料がどこまで増えてこないといけないのか、本当に大きな問題がこの福祉の部分だと思っています。

ですから、再三ちょっと申し上げておりますが、やはり福祉の部局の重層的な人材配置、専門性、またこういったことを本当にきちんと行いながら、そして委託をして調査研究をきちんとやって、最小限の予算で最大の効果を生むようなそんな政策をこれからやっていかなければ本当にいけないなというふうに痛感をいたしております。

今までのご質問させていただきましたけれども、やはり共生社会というのは、これからずっとテーマになってくる問題でございますし、内容でございます。そこをまず市として何から



始めようかということをもっと想像力を働かせて、今こそSDGsの精神にのっとり、誰一人取り残さないことを心に刻んで、これからの共生社会へ向けて障がい者に寄り添った支援の拡充についてお願いをしたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたしまして、質問を終了させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時まで休憩します。

休憩 午前10時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

原田久美子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、2件について質問いたします。

1件目は、市内通学路の歩道橋についてです。

資料をご覧くださいと思います。これは通古賀区にあります水城小学校の通学路にもなっている歩道橋です。写真にありますように、階段部分の表面が劣化しているのか、一部タイルの剥がれがあり、補修の跡はあるものの、その補修箇所も一部損傷している状況でございます。これでは子どもたちの通学路として安全な歩道橋とは言えないと思います。歩道橋階段部分の腐食等損傷箇所の補修対策を早急に行っていただきたいと思います。階段部分の腐食や損傷によって、つまずいたり滑ったり、転倒しけがをした場合、責任はどこが取られるのでしょうか。早急に現地を調査していただき、補修工事を進めていただくことは可能でしょうか、お伺いいたします。

また、市内にある他の歩道橋についても補修計画があるのか、お伺いいたします。

2件目は、いきいき情報センターエスカレーターについてです。

このエスカレーターは、いきいき情報センターを利用する方が少ないときでも常に稼働しています。常時運転により、電力を無駄に消費している場合があります。

ご存じのとおり、SDGsは、世界が抱える様々な問題の解決を目指して、地球環境を保全し、未来につないでいくために必要な目標を17項目に分けて取り上げています。持続可能な開発目標の7番において、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにとうたっています。

そこで、自動運転化による運転時間低減率を70%と仮定するなど一定の前提の下、エスカレーターに人感センサーを導入することで、動力消費やCO<sub>2</sub>の排出量が削減され、省エネ、省コスト効果が高くなるなどの試算例もあることから、いきいき情報センターのエスカレーターに

人感センサーの導入を検討してはどうかと考えます。見解を伺います。

以上2件について答弁をよろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1件目の市内通学路の歩道橋についてご回答いたします。

市内の歩道橋は、国道3号線通古賀北交差点の東側にあります古川歩道橋と県道112号線を横断する水城小学校正門前との2か所でございます。いずれの歩道橋も、水城小学校の通学路として多くの生徒が利用されております。

議員ご指摘の通古賀北交差点の東側にあります古川歩道橋につきましては、階段部分の劣化があることを確認したところでございます。

歩道橋の管理者は、通古賀北交差点の東側にあります古川歩道橋は国道を管理する福岡国道事務所、水城小学校正門前の歩道橋が県道を管理する福岡県那珂県土整備事務所となっております。速やかに修繕、修理の要望をそれぞれの管理者に行ってまいりたいと考えております。

また、水城小学校正門前の歩道橋につきましては、福岡県那珂県土整備事務所において、階段のステップ部分の補修を実施されることを既に確認しているところです。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。早速進めていただけるといふことなんですけれども、それで私の質問を終わるわけにはいきませんので、ちょっと質問させていただきます。

昨日の質問の中にも、登校指導、登校のときにはいろいろなPTAなり地域の方々の応援をいただいているということなんですけれども、私も冒頭で申しましたように、ここは水城小学校の通学路でございますので、これは今日昨日できた階段ではないと思います。それに対して、教育長は水城小学校の校長先生もされておったということなんですけれども、その教員の登校指導については、仕事内ですか、仕事外になるんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 登校指導につきましては、教員の勤務時間外に行っていることとなります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 時間外ですね。ということは、新1年生の入学してきたときに、集団下校、登校は入られませんので、集団下校というのがありまして、1年生になられた方は集団で下校をさせていただくんですけれども、そのときには先生が時間外でされているということですかね。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 登校指導については、通学路の近くまで出ていってお迎えます。当然、時間前になります。ただ、下校指導の場合は、できるだけ家の近くまで集団で連れていきまし

て、安全なように指導していきます。安全な場所、危険な場所も指導しながら連れていきますので、時間内の活動になります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 教育長の言われたとおり、私もこの集団下校のときに、孫が最後の子が1年生になりましたので、そのときに、この歩道橋がこんなでいいのだろうかということで、今回一般質問させていただきました。

本当に、先ほども私言いましたように、転んでけがをして、そのときに保護者の方はどこに、病院代にしてもあれにしてもですけれども、補償はどこがするんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 学校のほうで保険のほうに入っておりますので、登下校中の事故についてもそちらの保険が利くようになっております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 保険の問題ではないと思いますけれども、やはり通学路の点検というのは、災害のときのことにも関係があると思いますので、日頃から先生たちが集団下校をされるときに、ただ送るだけではなくて、通学路の点検もしてほしいと思いますが、それについて教育部はどんなふうに考えられますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 常日頃、教員のほうも子どもたちの通学路については細心の注意を払っております。もし何か不備があれば、自治会の方にも相談したりとかして、修理のほうをお願いするとか、それと自治会のほうも子どもたちの通学路の安全については細心の注意を払っております。それと、年に1度ですけれども、そういう通学路の安全についての話し合いも市役所のほうでやっておりますので、そのように対応しております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 結局あそこに歩道橋がついたというのが、下にも横断歩道がございます。一般的にドライバーが、止まっている方がいるときに横断歩道では止まらなきゃいけませんけれども、止まらないで通過して事故になるというのが、もうほとんどの横断歩道の事故の様子でございます。それが水城小学校校区の通学路には、昔は上にバイパスがありませんでしたので、下の道路しかなかったと思います。それに歩道橋がついたと思いますので、いつも私が思っているのは、通学路を点検、災害と同じで危険箇所はやはり学校のほうも、地域の方をお願いするとかPTAをお願いする前に、そういうふうに集団下校をされるときに危険箇所、そういったものを見ていただくように、これからも、先生たちも本当お忙しいと思います。思いますけれども、やはり集団下校をされるときに、先生がせっかくだってありますので、そういった歩道橋でありますとか河川の部分とか、危ないところはぜひ先生方に市のほうに申し出ていただくように、校長会でもそういうふうなことを常に危険箇所を言っていただくようお願いしたいと思っております。

1件目につきましては、本当にお願ひして、これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 次に、2件目のいきいき情報センターのエスカレーターについてご回答いたします。

議員ご提案の人感センサーの導入についてですが、設置することで、エスカレーターの利用がないときは運転を自動休止、または低速運転とするため、省エネ化が可能であり、利用時間帯が限られているエスカレーターほど省エネ、省コスト効果が高くなることは認識しているところでございます。

しかしながら、人感センサーを設置するための費用は高額となること、エスカレーター本体の老朽化も考慮した経費削減効果について十分に検証していく必要があると考えているところであります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。このいきいき情報センターは、もとジャスコでございました。私はもう既に太宰府町におりまして、昭和57年頃にあそこにジャスコができたとちょっと確認しております。それから今もう41年目になりますけれども、そのジャスコの時代に、1階は食料品、2階が衣料品でございました。そのために造られたエスカレーターと認識しております。

もうやはり機械も40年過ぎますと、いろいろな面で不具合の調整等がございますけれども、コロナ禍になりまして、いきいき情報センターの2階、コロナの接種場でございましたので、そのときは使われたんだろうと思いますけれども、恐らく今は接種会場でもないの、本当にいきいき情報センターに来るお客様というのが、1階に前はマミーズがありましたので、買物に来て、ちょっと2階に上がって情報センターの様子、フロアを見て、イベントなどを見て帰られたお客様もいらっしゃいましたけれども、今は本当に少ない人数だと思います。

それで、常に朝8時半から9時半までエスカレーターが動いている。本当にもったいないなというような、先ほども言いましたようにSDGsを考えますと、そういうような小さいところからやっぱりクリーンであってほしいと、少しでも省エネにしていかなければいけないんじゃないかなと。

情報センターは、もうお分りのとおり、エレベーターも2台ありますし、スロープもあります。2階に上がるだけだったら、あの部分を上下のエスカレーターが必要かなと個人的には思いましたので、今回この質問をさせていただいたんです。

それで、エネルギーですね、2030年、あと7年しかありませんけれども、世界全体でエネルギー効率の改善率を倍増させる、省エネに該当するわけではありますけれども、電気にしても再生可能ではないエネルギーをなるべく使わないという。もう資源はないと思います。やっぱり使っていくと思いますので、そういうふうな小さいところ、使わないところのエスカレーターを停止して普通の階段にするとか、ちょっと提案でございませうけれども、今から先、いきい

き情報センターのエスカレーターをどういうふうと考えられているのか、ちょっとそのところ、お考えをお示してください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） エスカレーターの今後ということなんですけれども、今現在稼働させている理由が、過去、一定期間止めておりました。コロナワクチンが始まりましてエスカレーターを稼働したんですけれども、稼働するに当たり、やはりその維持をさせる、要は稼働するためのメンテナンスが相当金額が要りましたものですから、メーカーともその後いろいろお話ししまして、そのために少しでも、時間は短時間でもいいから稼働はしてくれということで、今現在、休館日以外は12時から19時での当面の間は運転しているということでやっているところであります。

やはり老朽化というのはおっしゃるようにありますので、そういうところも維持管理をしながら、安全は守りながらやっていくということで今考えているところです。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 一番初めに言いましたように、今いきいき情報センターの五条のまちづくり、昔は本当ににぎわっておりました。本当に需要というんですか、人がもう本当に少なくなってきたんですけれども、市長もあそこの使い方、いきいき情報センターの1階の部分も、公共施設等の総合計画の改定事業で、いきいき情報センターの1階をいろいろな方に使っていただきたいということでご尽力されたと思いますけれども、今現在、駅前開発がどうなっているかわかりませんが、いきいき情報センターに入ってくる人たちも少ない。そして、今まではJA農協の建て替えて家賃もいただいと思ったんですけれども、1階から2階に上がってくるというのがもうほとんどエレベーター。エレベーターも3階の駐車場から下りてくるので、エレベーターを利用されていますので、実際本当にエスカレーターはもっていないと私は思っております。

五条付近、いきいき情報センターを今後どのように、前も橋本議員が五条のにぎわいについて質問されたと思いますけれども、これはいきいき情報センターのエスカレーターとは関係ないかもしれませんが、あそこをエスカレーターをどうするのかという観点から、市長にお伺いしたいんですけれども、いきいき情報センターを今後どういうふうな形で存続していくのか。存続するのであれば、人感センサーのエスカレーターにするとか、もしももうそんなお金が、先ほども部長のほうから言われましたけれども、そんな切り替えてまでもっていないということであれば、あのいきいき情報センターをどうされるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1問目も含めて、大変いつも我々が気づいていないところをご指摘いただいて、本当にありがとうございます。

それで、まずはいきいき情報センターをどうするかということ、これもかなり時間がかかっ

ていますけれども、やはり決して我々としても悠長に構えているわけではありませぬので、その結論をまずは出すことが非常に重要だとまず思っておりますが、その間ですけれども、やはり1階、2階、それぞれ役割がありますけれども、1階につきましては、まず今多世代の交流のスペースとして、自習室なども含めて活用いただくようになってきましたし、イベントなども企画をしております。また、ワクチンにつきましても、やはりとびうめアリーナを使うことがかなり長くなってきましたので、いきいき情報センターの1階もやはり活用しながら、できる限りとびうめアリーナのほうも本来の使い方に開放していこうということで、活用をまずは考えているところであります。

その上で、エスカレーターですけれども、やはり様々ご指摘をこれまでもいただいておりますので、これにつきましてはやはり早急に方策を決めなければいけないと思っております。先ほど来のご指摘もありますので、止めることも含めて、もう一度検討をして、早い段階でお伝えをしていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 前向きに検討していただけますけれども、この問題につきましてはいつも先送り先送りになって、本当に昔は五条周辺はにぎわいが起きたまちでございます。やはり高台の方も下のほうに下りてくるのに、いきいき情報センターに来て習い事とかされていた人もいらっしゃいます。今はもう本当に下にも活気ある店舗もありませんので、にぎわいのあるいきいき情報センターとは言えないと思っておりますので、あそこをどういうふうにしていくか、とにかく公共施設等の総合計画の改善案にも本当に入っていると思っておりますので、人が集まる五条駅にしていただくように、最後の市民の意識向上にとにかくつながっていただくように期待をしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、事前に通告しておりました2件の質問についてお尋ねをいたします。

一般的に地域福祉計画というものを令和4年3月に市のほうでお出しなっておりますが、それに基づいていろいろご質問させていただきます。

1件目です。高齢者福祉計画の進捗について、その進捗状況について伺いたいと思っております。

令和4年3月に太宰府市から出されました第4次太宰府市地域福祉計画を拝見いたしますと、令和2年の国勢調査に基づき、高齢者状況についておよそ次のように報告がなされています。

1、人口構成で見ると、市の総人口は7万3,164人。そのうち高齢者人口は2万332人で、約27.8%を占めるというふうに示されております。また、世帯構成で見ました場合、一般世帯数3万875世帯に対し、高齢者夫婦のみの世帯は4,379世帯、高齢者一人の独居世帯は3,490世帯と示されておりました。高齢者というだけの世帯でくくりますと、実に7,869世帯、全体の25.5%が高齢者の世帯ということになります。

それから、要介護、要支援も含めると、認定状況を見ますと、令和3年度は3,402名と増加傾向が続いておりました。令和2年度の高齢者人口2万332名と比較いたしますと、約16.7%の方が要介護者もしくは要支援者となっております。

将来に向けて、子どもが高齢者福祉というのをどのように考えればいいのかというのは、自治体も、住んでおります市民にとりましても、非常に大事な問題ということになるかと思えますけれども、高齢者自身が避けることができない身体能力の低下、今まで当たり前のようになっていた日常生活ができなくなってくる不便。例えば、買物に行けなくなる、病院へ行くのも非常に不便を感じるようになる。生活空間がどうしても家の中に閉じ込められてしまって、ご近所ともお話をしないという形で、だんだん行動範囲が狭くなっていく。それは、続きましては認知症の問題とか、さらに介護が必要な状態になっていくというふうに悪循環を繰り返していくこととなります。

国は、平成28年に目指すべき地域社会の在り方として地域共生社会というものを提唱され、高齢者福祉の実現の在り方として、平成30年には地域包括ケアシステム、それを提唱し、またさらに、地域共生社会の実現の在り方として、令和3年には重層的体制整備事業を創設しております。

社会福祉法第107条は、地域福祉の推進に関する事項といたしまして、高齢者福祉等に関する事項や住民参加促進に関する事項、それから体制整備事業など5項目の事項を一体的に定める地域福祉計画の策定について、努力義務を市町村に対してなされておりますが、冒頭の第4次太宰府市地域福祉計画もこれを受けてのものだと考えております。

そこで、今回、先ほど小島議員が同じ共生社会の中の障がい者の方々の問題を取り上げて、るるいろいろな点を指摘していただきましたけれども、私は高齢者の問題というものに少し焦点を当てながら、地域福祉計画の在り方というものについてお尋ねをしたいと思っております。

今回、高齢者福祉計画の進捗状況について伺いますけれども、計画の骨格を占めております地域共生社会あるいは地域包括ケアシステムあるいは重層的体制整備事業ということについて伺う前に、この計画を進める前提として、計画書にも示されておりますが、社会福祉法第4条第1項と第6条第1項の趣旨について本市の見解をお示してください。

第2項めですが、また、重層的体制整備事業、すなわち社会福祉法第107条第1項第5号、ここでは地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備に関する事項について、高齢者福祉の実現という観点から質問をさせていただきます。

高齢者福祉実現の観点から見た場合、市の高齢者、要介護者の生活支援体制整備事業の最終的な到達モデルというようなものはどういうものを想定しているのか。それは、社会福祉法第106条の4第1項にいう重層的体制整備事業と同じと考えてよろしいのか、伺いたいと思います。

また、続きまして、その最終的モデルから見た場合に、現在の太宰府市の生活支援体制整備事業というのはどのレベルまで到達しているのかということについて、ご回答をお願いをしたいと思います。

続きまして、2件目でございます。同じ地域福祉計画の問題でございますが、災害の避難の計画についてお尋ねをいたします。

これは、第4次太宰府市地域福祉計画におきましては、命や権利を守る支援の中の災害に関する支援として位置づけられております。

今年の夏、命の危険がある異常高温を含めて猛暑日が続いただけでなく、異常降雨、台風によって河川の氾濫、土砂崩れ等の自然災害が頻発しております。このような状況の下、災害避難の発生確率は、今までと異なり格段に高くなっているのではないかと考えております。そうしますと、災害避難の準備がますます緊急性を帯びてくると思います。

そこで、第1項めですが、災害弱者と言われます避難行動要支援者の避難準備について伺います。

令和3年7月に総務部防災安全課から、各自治会長を介しまして避難行動要支援者避難支援制度個人情報提供同意書兼登録申請書が配られ、①申請者本人の情報、②要支援者に該当するか否かの情報、③緊急時の連絡先、④避難の手助けをしてくれる人の情報を収集されまして、同年12月には地区別の登録一覧表が整備され、自治会長に配布されました。そこで、この避難行動要支援者名簿の作成と運用について伺います。

この名簿作成につきましては、当然のことながら、要支援者の避難につきましては、避難の手助けをしてくれる方、いわゆる支援者が必要になると思いますが、名簿作成時点でこの点につきどの程度まで充足できたのかをお答えください。

また、避難行動要支援者名簿につきましては、2年ごとに改定するというふうになっておりますが、その後の改定の取組についてどういうご予定になっているのかをお教えてください。

また、登録申請書によりますと、避難支援者の避難支援について、支援は避難支援者による任意の協力であり、災害時の支援を保障するものではありません。また、避難支援者は責任を負うものではありませんと明記されています。

法律的には全くそのとおりではないかと思いますが、太宰府市の支援体制の準備がもしそれにとどまるというのであれば、支援体制そのものの意味を見いだすことができないのではない



でしょうか。支援者の支援を実行化するためには、支援者の教育、訓練が伴う必要があると思いますが、この点について市としてはどのような働きかけをしたのか伺います。

第2項めですが、これから十分考えられることだと思いますけれども、太宰府市に災害が発生したときに、復旧に向けた活動の一環として、市内、市外から応援に駆けつけるボランティアの受付、管理、送り出し、また救援物資の受付、それから整理、配布など大規模なマンパワーを整理していくことが必要になってまいります。

この点については、大きな災害が起こるたびに災害ボランティアセンターというものが立ち上げられまして、全国の社会福祉協議会、あるいは県の社会福祉協議会、そういった方々のスタッフジャンパーをつけた方々がどこでもその仕切りを行っておりまして、スムーズな災害復旧に向けた取組をなさっております。

今回、私がちょっと疑問に思いましたのは、令和5年7月7日に被災いたしました久留米市の災害ボランティア募集案内のチラシが、太宰府市NPOボランティア支援センターうめさろんというところから出されたということでもあります。

もともとうめさろんというのでボランティアとしてお集まりになっていただいていたのは、歴史的といたしますか、過去の沿革から申し上げますと、史跡の案内をされるボランティアの方を集めるといたしますか、あるいはご案内の方を皆さんにお知らせするという形のものとして立ち上げられたと思っております。

これから比べますと、災害ボランティアというのは非常に大がかりで、しかも緊急性があって、いろいろな形で初動の段階からかなり異質な動きをしなければいけないのだと思いますけれども、もしかするとこれは配置ミス、この災害ボランティアセンターそのものの案内からして、もともと社会福祉協議会とかそういったところに振るべきことではなかったのかと思っております。この点についての災害ボランティア支援センターの位置づけについて確認をさせていただきたいと思っております。

以上、再質問は議員発言席にてさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 1件目の高齢者福祉計画の進捗についてご回答いたします。

まず、1項目めの社会福祉法第4条第1項及び同法第6条第1項の趣旨は何か、市の見解を伺うについてですが、社会福祉法第4条第1項には、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないとされております。令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、改正の主な内容の一つが地域福祉の推進に関する事項であり、第4条第1項に地域福祉の推進は地域住民が主体であることが明文化されました。

これは、地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業が創設されることを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法におきまして、地域福祉を推

進する際の目指すべき社会像として、地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会を規定したものであります。

住民にとっての地域は生活の場であるため、住民が主体的に地域の福祉課題を捉え、主体的に活動を進めていくことは重要であると考えております。しかし、全て住民任せではなく、例えば生活支援コーディネーターが地域の方々や多様な主体と協力しながら、高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進を図っていくことが望ましい形であると認識しております。

また、同法第6条第1項には、国及び地方公共団体の責務につきまして、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならないとされており、今後とも法に基づき適切に対応してまいります。

次に、2項目めの高齢者、要介護者の生活支援体制整備事業の到達モデルはどのようなものか、また、現在の到達レベルはどのようなものか伺うについてですが、最終的な目標は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような支え合いの仕組みづくりに、住民、行政、自治会、NPO、民間企業などの多様な主体で取り組み、自助の視点での健康寿命の延伸、互助の観点からのお互いさまの活動を増やすことを目指しております。この事業の最終的な到達モデルの姿について、重層的体制整備事業と同じかについてですが、どちらの事業も包括的な支援体制を整備するという点では、目的は一緒であると認識しております。

現在の状況としましては、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者の地域における困り事、課題を支え合いで解決するための住民主体の取組を進めるため活動を行っております。今後とも生活支援コーディネーターと連携しながら、高齢者の生活に必要なサービスを地域において住民と協力して円滑に開発する体制を構築するとともに、地域の互助を高め、より地域の実情に応じた高齢者の生活を支える環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。第4条第1項が、地域福祉の推進というのは、地域住民が主体であるということが明文化されたという趣旨だということを示されました。また、第6条第1項につきましては、国及び地方公共団体の責務について、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適正利用増進に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならないという形ですが、この位置関係と伺いますか、第4条第1項では、明らかに地域福祉を推進する主体は市民であるというふうなうたっております。それに対して第6条第1項は、これに対して市、自治体、国及び地方公共団体の責務につきましては、この住民の主体的な活動をしやすくするために、補助といい

ますか、手助けといえますか、体制整備といえますか、そういう位置関係にあるのだと理解しているんですが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） この生活支援の関係でございしますが、市では地域の困り事とか多様な福祉課題に対応するための元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加し、住民主体によるサービス提供体制を構築するための条文であろうというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 多分、私と述べていることはほとんど変わらないとは思いますが、ただ、高齢者の問題というのは2つの側面があるのではないかと考えております。1つは、これはもう私たち自身の問題ですけれども、人が生まれてから亡くなるまでどういうふうに人が変わっていくのかという認識について、壮年の間は全く認識されることはないと思います。多分、現在でいくと民法でいきますと、18歳までは少年という形で扱われておりますから、そこまでは一応教育という形で人格を形成したり、いろいろな能力をつけていく。そして、その後は一人前の人間として生活をしていく。ところが、60歳あるいは65歳あたりから、ご本人は完全な壮年と全く変わらない権利群の主体なんですけれども、実際にはそれが、先ほどもちらっとありましたが、難聴の話とか、それからこける。本当にこけるんですね。こけることで骨折をして動かなくなって、病院に入院することで、そのことで今度は逆に歩けなくなっていく。いろいろな形で不都合な事実が生じてまいります。こういう事実関係をしっかりと、子どものうちからというのは変な言い方ですけれども、皆さんが自覚していないために、私たち壮年のところでは人様に迷惑をかけないようにという形で、それぞれが自立というのはそういうものだという理解の下に生活しているものですから、高齢者になったときにその事実の感覚というものが、社会福祉、相互扶助ということについて非常に難点といえますか、阻害するようなものになっております。

したがって、これはいろいろなことがございますけれども、例えば、実を申しますと成年後見の問題というのも、ご本人が、自分が何歳になったらどうなっていくかということをしっかり認識されていれば、それなりの計画を立てて、将来の生活というものが出来上がっていくんだらうと思いますけれども、私が遭遇する方はほとんどそういうお返事をいただきません。そんなの俺には起きないよと、私には起きませんよという形で対応をされます。したがって、これが1つ、私どもが共生社会というのを実現していくために、それぞれ相互関係で守り守られるという体制を整える場合に、非常に阻害になっていると。阻害要因はこういう人の認識の中にあるというのが、私の印象でございます。

これについては市の働きかけというものは、恐らくそういう人の一生ということについての認識というものについての働きかけをしながら準備をされていくということが大事なことではなかろうかと思っておりますけれども、この点についてのご認識はいかがででしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 高齢者の福祉サービスにつきましては、高齢者支援パンフレットでの周知、また地域の出前講座での周知を行っておるところでございます。また、より多くの方に周知するためには、自治会長さんはじめ地域での見守り活動をされておられます民生委員さん、福祉委員さんなど高齢者と接する機会が多い方に、よりサービスについて知ってもらうこと、またコミュニケーションを図っていくことが重要と考えております。

今後、多種多様な問題も増えてくるものと思われまますので、高齢者が直面している課題等の把握にさらに努めてまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。確かに機会ごとに説得をされていくのは大事なことですけれども、むしろそこに至る前に、人の一生がどうなっていくかということについての客観的な認識というのをどうやって皆さんに持っていただくかというほうが、きっと大事なことなんではないかというふうに思っております。高齢者の方は見守りの対象としては、確かにその対象者として出てまいりますけれども、説得の相手方としては、まずはなかなか説得に応じてくださるということは、今までの経験値で申しますとありません。自分は大丈夫と言われる方がほとんどでございます。ある日突然、全く人として人格が崩れてしまうという事態が生じると。こういうことが客観的な事実でございますので、そのあたりへの教育的な配慮というのにも必要ではなかろうかと思っております。ありがとうございます。

それで問題は、続けまして、同じこの第6条第1項の問題といたしましては、公共団体あるいは県が働きかけなければいけませんと言われていた内容でございますけれども、例えば今の教育、人の一生に関する教育というのも一つの在り方かもしれませんけれども、例えば現在、皆さんご存じのように後見人候補者が絶対的に不足しております。数字の上ではもうそれは明らかですね。先ほど申しましたけれども、現在高齢者の方が約2万人ということになっておりますけれども、この後に40年、50年となってまいりますと、もっと大きな割合で発生してまいりますし、高齢者割合も三十何%と、ほとんど35%前後を超えるような形で高齢者が出てまいります。そうしますと、後見人というお仕事は、端的に言えば、財産管理について能力がなくなってしまう方、そういう方々のお世話をしながら、その方が一生この社会生活を送っていただけるような手助けをすることですけれども、この後見監督人の候補者というのがほとんど増えておりません。せいぜい何千人レベルです。

これを1回市長にもお伺いしたいと思うのですけれども、例えば市の行政職員として定年退職をお迎えになって、その後もお勤めになられるでしょうけれども、その後に生じてこられる方々、65歳を回ったとかそういう方々は、行政職としての能力を十分に持っておられますし、権利群もしっかり把握していらっしゃいます。そういう方々が後見人の候補者としてもし出てくれば、例えば太宰府市において仮に法定後見の候補者としても、あるいは任意後見人の相手方としても、つまり任意後見人は、管理人は別に法律的な資格が必要であるわけではありませ

ん。だから、少なくとも財産管理について公正な監督というものができれば、それを市のほうがお考えになって、そういった方々を後見人の候補者としてお出しになっていく。これは共生社会を実現するという市のほうの働きかけとしては、一つのメリットではないかと思うんですね。つまり、太宰府市では後見人候補者というものがしっかり整っていて、いろいろな後見制度を利用したいという方々の需要に応えられるようになっていて、そういうシステムをつくり上げるのも、一つの働きかけとして、第6条第1項の趣旨に沿うのではないかというふうには考えております。

今のことで申し上げますと、ほかには市民相互に支援意欲の醸成はあるかという話ですけども、先ほど部長のほうから、元気な高齢者がいらっしやって、あるいは民生委員がいらっしやって、非常にそういう点では相互に見守りということはできていますよというふうにおっしゃっていますけれども、民生委員さんが担当されている件数というのはかなり大きなものがありまして、これを見回るだけでも相当な労力を必要としておりますし、まして自治会長もしくは自治会の役員さんになりますと、ほとんど役員への担い手がいらっしやらないという事実がありまして、元気な高齢者が見守りをする、あるいは支援をするという事実関係は恐らくないのではないかと。システムあるいは記録上、そういう方が充足されているから、見守り体制は十分だというふうな判断にはならないのではないかとというふうに私自身は感じております。

したがって、このあたりもどうやってこの方々に対して、先ほどちょっと申し上げましたけれども、そういう高齢な役員さん方に見守りの役割を期待できないとすると、この共生社会を実現するために、地域の皆さんが要支援者あるいは要保護者の方に対して手厚いといいますか、目線の濃いといいますか、そういう地域見守りといったものを実現していこうというためには、少なくともこの地域社会、自治会とかそういったところのもう一回構成をし直さなければいけないのではないかと思います。今のやり方では、永遠に高齢者の方が役員になって、何とか市から依頼された事務を処理したり、自治会内の見回りを行ったりということで終始しておりますので、もし共生社会という形へ一歩踏み込むということであれば、これは担当職員の方に各自治会に出向いていただいて、掘り起こしをしていくというふうな形で実現しないと難しいのではないかとというふうに思っております。

あと、るる申し上げてまいりましたけれども、先ほど来からおっしゃっていたこともございますが、やはり支援体制の整備というのはかなり緊急性を要すると思います。2050年までに全国の総人口は約3,300万人減少し、高齢者人口は3,764万人、全人口に占める割合は39.64%を占めますとなっております。これは国土交通省が平成23年に発表したものです。太宰府市では2025年に人口がピークに達した後、減少に転じ、2050年には6万9,774人、高齢者人口は2万5,258人で、全人口に占める割合は約36.1%。これは太宰府市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンということで、これも平成28年に改定された数字でございます。このように、もう人口のうちの35%ぐらいの方々が高齢者として登場してきて、その方々の見守りを、子どもたちを除けばかなり、50%なりの人口の市民の方で対応をお願いするというわけですけども、どう考

えても壮年期の働き盛りの方々にこれを望むわけにはいきませんので、そうなってくると、この共生社会を実現するための取組は、かなり真剣になって見守っていただく方を育成しないと難しいということでございます。

あと、問題は、現在の問題ですけれども、先ほど来、情報共有につきまして、いろいろな形で高齢者の方にご案内を差し上げておりますというふうなご答弁がございました。しかし、今般、令和4年度太宰府市まちづくり市民意識調査によりますと、高齢者の福祉サービスというのは充実していますかということに對しまして、充実しているという方が22.5%、その逆に不足だという方が26.4%。それから、民間施設の方の弱者への配慮、この弱者というのは当然のことながら高齢者以外の方も含まれますけれども、配慮がありますかという質問に對しまして、否定派、いや、そうでないという方が36.7%、十分配慮していただいていますよという方が26.3%。それから、交通弱者にとって必要な移動手段の確保になっていますかという問いかけに對しまして、いいえと言われた方が51.1%、肯定派は23%。それから、地域福祉活動は活発でしょうかといわれる質問に對しまして、推進されていないと答えた方は59.8%、肯定派は32.5%でございます。

こういった形で、共生社会を実現するために重層組織を立ち上げて、それからいろいろな形でお尋ねをしていきながら、高齢者の皆様を支えていくという方向性にも、緊急性もございすし、なかなかやり方も難しいなどは思いますけれども、ひとつ頑張ってくださいまして、この点について市長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 多岐にわたるご指摘、ありがとうございます。端的な答えはなかなかできないかもしれませんが、要は、私も度々申しておりますように、なかなか市職員、行政だけでは、現役のメンバーだけではやはり手が届かないことが多々増えておりまして、災害などはもちろんでありますけれども、こうした高齢者福祉、また教育なども含めて、学校での登下校の見守りなども先ほど来出ておりますけれども、あらゆる観点で市民の方にご協力いただかないと、また市外の方なり民間なり、そうした方のお力をいただかないと、やはりこれからの時代は乗り越えていけないということはまさしく共有しておりまして、そうした中での確かにキーワードとしまして、行政OB、市職員OBは非常に重要な視点だと思ったところです。40年近く勤めて、いろいろな知見、経験を持っておりますし、人脈ネットワークなどもあるはずですから、そうした職員OBなども我々としてもネットワーク化を図りながらやっていきたいと思ったところであります。

全体として、とはいえ、なかなかいろいろな助けてほしいという話をしたときに、老後はゆっくりしたいという職員OBも結構いましたので、なかなか簡単にはいかないところもあると思いますし、実際に職員OBなんかにもう少し政治にも関わってほしいなとか、そういうこともあるんですけれども、ちょっとなかなかそうした思いどおりにならないところもありますが、いろいろな経験なりやりがい、そうした中で、ただボランティアだけじゃなくて、そうし

たことで少し幾ばくかの収入につながるようなことまで持っていかないと、なかなか参加、担い手は増えていかないかもしれませんが、そういうことも含めて、全体的な助け合いのネットワークをもっと進めていくためにどうすべきかを、さらに勉強を重ねていきたいと思った次第です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。今市長から言われて、確かにそのとおりだと私も実感したところですが、実は任意後見人の候補者をつくるというのは、それだけの雇用をつくるということで、それだけの生産関係も出てくるということですので、そういう側面でもプラスはあるのではないかというふうに思っております。

以上をもちまして質問を終わります。

次の項目へ。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 2件目の災害時避難計画の進捗についてご回答させていただきます。

まず、1項目めの避難行動要支援者名簿の作成と運用についてですが、避難行動要支援者名簿は、東日本大震災の教訓を契機に、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、名簿の作成が市町村に義務化されました。本市でも平成26年に作成し、各自治会に配布いたしました。その後、令和3年5月の災害対策基本法改正による避難行動要支援者の避難計画作成が努力義務化されましたが、本市では令和2年度から各自治協議会、民生委員児童委員連合会協議会等に対しまして、制度の周知や申請書の発送について説明を行い、令和3年7月に対象者に対し登録兼同意申請書の発送を行いました。現在、登録者が2,003名となっており、そのうち約1割の方に対して支援者が決まっている状況でございます。

また、今年度名簿更新を行う予定としており、現在名簿更新作業に向けまして作業を行っている状況でございます。今後も関係機関、各自治会、民生委員等の皆様のご理解とご協力の下、名簿作成及び避難計画の作成に努めてまいります。

次に、2項目めのボランティア支援センターはどこが所管しているのかについてですが、太宰府市NPO・ボランティア支援センターうめさろんにつきましては、地域コミュニティ課が所管いたしております。うめさろんは、防災に特化したものではなく、様々なボランティア活動をしたい方とお願いしたい方の相談を受けまして、そのつなぎ役として市民活動を支援する活動を行っております。久留米市の災害ボランティア募集も、その一環で実施されたものでございます。

本市で大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターを設置する場合におきましては、太宰府市地域防災計画におきまして、太宰府市社会福祉協議会に対し、太宰府市NPO・ボランティア支援センターうめさろんと連携し、災害ボランティアの情報、活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営の要請を行うこととしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。まず、要支援者名簿のほうの件でございますが、今ご報告がありましたように、2,003名の登録、そのうち1割が災害時に手助けをしてくださる方の名簿が出ているということですね。このときに作られた趣旨がよく私は分からないのですけれども、つまり本来からいきますと、避難したいんだけど避難できない弱者の方を誰かが手助けをしないと避難所に運べないという、そういう形でモデルができるとすると、どうして1割の手助けをする方の名簿登録でとどまったのか、あるいはとどめても今回はこれでいいとされたのか、そのあたりの経緯を教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 災害時における避難行動要支援者の方々、先ほど言いましたが市内に多数いらっしゃいます。そのうちの約1割の方々に対して、この避難行動計画が今策定済みということで、じゃあ残り9割の方々についてはいかがなものかということでございますが、こちらにつきましては、やはり自助、共助、公助というふうな考え方がございますが、まず自治会の皆様等のご協力の下に、そういった方々の避難の行動の支援等もお願いをしているような状況でございます。

これは一例でございますが、ある自治会におかれましては、そういった避難行動に支援を要する方々の避難行動計画、こちらにつきましては率先して対応されているところもございます。これにつきましては、先月の8月号だったと思いますが、広報のほうでも取り上げさせていただいた次第でございます。

市といたしましても、自治会の皆様方と今後とも協力しながら、そういった方々の避難行動計画の策定に向けまして今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今おっしゃったのは向佐野の自治会のお話だろうとは思いますが、といいますのは、私がこれを取り出したのは、地域福祉計画の中の一部としてお話をさせていただいております。社会福祉法第6条第1項は、結局住民が福祉の主体であるということを明記しておりますけれども、その環境整備というのは自治体のほうに責務があるということがうたわれています。だから、そうなりますと、自治会への働きかけとして、言うなれば不完全なままでとどめたというのが少し腑に落ちなくなるわけですね。むしろ関わり方としては、最低でも50%ぐらいは支援員の方がいらっしゃらないと、絵に描いた餅というふうな評価を受けても仕方がないだろうなという気がいたします。

そこで、今回、次の2回目の更新に向けていろいろる準備をされているようですので、そのあたりはぜひとも意を用いていただきたいなと思っております。

それに加えまして、実は当然この間、コロナというアクシデントがございましたので、事実上できてないのかもしれないかもしれませんが、要支援者と支援者という関係の避難体制というの



は、訓練をしないと、多分名簿だけでやってしまったということであれば、恐らく実効性が無いのではないかと気がいたしております。決して全市的にやる必要はありませんので、各自治会ごとにそういう訓練をすることも一つの案かと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） これまで市といたしましても、自治会の関係者の皆様や民児協の皆様等に、この避難行動の支援に関しての説明等もさせていただいております。先ほど申し上げましたけれども、当初は令和2年度から市のほうとしましては関係者の皆様のほうにもご説明し、さらに令和4年2月に改めましてこちらのほうの説明も自治協議会様等にご説明をさせていただき、さらに令和4年6月、昨年6月には、こういう取組体制について自治会の役員の皆様方には文書等もお渡しをさせていただいて、ご説明もさせていただいております。

ただ、具体的な避難行動の要支援者の方も含めての具体的なシミュレーションと申しますか、実地訓練みたいなことは今のところちょっと行っておりませんが、毎月ですけれども、校区協議会の役員会等が実際行われておりまして、そちらにはうちの職員も参加をさせていただいておりますので、そういった場などを使ってと申しますか、そういった場で改めてまた皆様のほうに今後の要支援者の方々に対する支援の取組、こちらについてはまた働きかけをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。現実には起きたときにやれるのは、事前に準備した以上のものは出ないというのが一般的な話でございますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

最後に、ボランティア支援センターが、うめさろんのほうですかね、災害時のボランティアセンター開設等、これは実は市民の方から言われたんです。うめさろんというところは、ボランティアセンターというのはやるのと言われたんですね。私もそれまで気がつかないで。私はてっきり社会福祉協議会がボランティアセンターを開設してやるんだと思っていましたので、だからこれは少しネーミングでいろいろ誤解を招く可能性があります。これは恐らく太宰府市が対外的にそういう形で文書を出したときに、いや、そうじゃなくて、実際は社会福祉協議会がやっていますよということであれば、何らかの対応を考えていただきたいと思っております。これは要望にとどめます。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました中学校教育について一般質問をさせていただきます。

学校教育は、いずれの国においても重要な社会システムであります。日本と諸外国の在り方は大きく異なっています。諸外国での教員の業務が授業に特化しているのに対し、日本では教員が教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体化して行うことが特徴で、日本型学校教育と呼ばれ、国際的に高い評価を得ています。しかしながら、教員の働き方改革を理由に部活動指導を民間に移行することになっているのは、皆様もご承知のとおりです。

これから先は、諸外国と同様に、日本の教員も授業に特化していくことになります。これは、近い将来の学校教育の形であり、生徒の体力等は体育の授業、芸術的な感性や情緒等は音楽や美術等の授業を通して把握していくことになりかねません。そして、教員と生徒との接点が少なくなり、今までのような生徒指導が難しくなるのではないのでしょうか。生徒指導方法の見直しの必要性等をどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

次に、教科指導の質が変わり、生徒への負担が大きくなり、昔の詰め込み教育の再現になるのではと危惧しています。現在、太宰府市の4中学校に在学している生徒は、先ほど述べた部活動の地域移行がスタートし、その真ただ中にあります。

2012年に終わった、いわゆるゆとり教育と呼ばれる教育が実施されていた期間に中学校に在学していた生徒たちは、高校、大学と進学していく過程で、こんなはずではなかったとゆとり教育を疑問視し、なぜ中学生のときに学校の先生方は、学校や家庭でもっと勉強する環境を整えてくれなかったのかと悔やむ声を大きく聞いています。

文部科学省は、中学生の高校進学率が97%となった今、乱暴な言い方となりますが、中学校は高校進学のために勉強する場所と言っているのではと思われるような表現があります。教科指導の質の変化に伴う生徒への負担軽減をどのようにお考えになっているかをお伺いします。

そして、現在在学している生徒たちが、もっと学校や家庭で勉強する時間、環境を整えてやらなければならないのではないのでしょうか。既にこのような動きを踏まえて、他の市町村の公立中学校では朝自習という形で授業が行われています。もちろん、文部科学省が定める各教科の時間数以外の朝自習です。先を見通し、ゆとり教育の二の舞は生徒にさせてはいけないという思いがあるからだとは私は思っております。

このような動きをどのようにお考えでしょうか。朝自習等の実施をお考えになっているか否かも、併せてお伺いいたします。

次に、家庭での学習環境を整えることについて、2点お伺いします。

家庭で勉強する時間が少ない生徒は、体育系、文系の部活動をしている生徒に多いのではな

いかと思います。本年7月現在の太宰府4中学校の学年別生徒数と部活動加入率をお伺いします。

また、中学校別に見たときに部活動加入率に大きな差異があるか否かも、併せてお伺いいたします。

部活動をしている生徒は、技術のみならず、挨拶に始まり挨拶に終わるなど、部活動を通じていろいろなことを学び、それを吸収し、必要な経験を積み重ね大人となっていきます。これが部活動の本質です。

しかしながら、家庭での勉強時間の確保が難しいことは容易に想像できます。部活動をしている生徒たちに、各中学校では家庭で勉強する時間の確保をどのように指導されているか、お伺いいたします。

また、太宰府市として統一した家庭での学習環境を整えるための指導があれば、併せてお伺いいたします。

最後に、太宰府中学校にはM I C H I Z A N Eノートというものがあります。毎日テーマを1つ掲げ、自分の思いや考えを書き写すものだそうです。それに1時間程度の時間を要するそうです。それ以外に宿題はないと聞いています。私は、中間考査や期末考査が全てとは考えていませんが、考査前日、そして考査期間中もM I C H I Z A N Eノートの宿題はあるそうです。せめて考査1週間前から考査期間中はM I C H I Z A N Eノートの宿題を中止して、各教科の試験勉強に集中させるべきではないでしょうか、お考えをお伺いします。

以上、再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 中学校教育についてご回答いたします。

まず、1項目めの生徒の指導方法の見直しの必要性についてですが、生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものです。各学校においては、生徒指導が一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連づけながら、その一層の充実を図っているところです。

生徒指導を進めていく上で重要になるのが、生徒一人一人についての生徒理解ですが、教師と生徒との信頼関係を築くとともに、観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任、部活動の顧問、養護教諭など多くの教職員が連携し、広い視野から生徒理解を行っております。

また、学校は集団での活動や生活を基本とするものですから、生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かに持ち、自己実現を図っていく望ましい集団にしていくことが、生徒指導の重要な目標の一つでもあると考えております。

以上のように、生徒指導は教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域

において行うものであり、学校では生徒一人一人の特性を十分把握した上で、教職員全体で協力し、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫、改善を図っております。

議員ご指摘のとおり、社会の状況や価値観の変化等により生徒指導が難しくなっている現状はございますが、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制、指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携、協力を密にし、生徒指導の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2項目めの教科指導の質の変化に伴う生徒への負担軽減についてですが、学習指導要領には、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質、能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにすることが重要であると述べられております。

また、授業改善の際の留意点として、授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階は、これまで地道に取り組まれ蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないと示されております。

学校においては、教師の指導技術の改善のみではなく、生徒自身が自分の学習を見直し振り返る場面を設定したり、グループ等で対話する場面を設定したりすることで、生徒が考える場面と教師が教える場面をバランスよく取り入れた授業づくりを行っております。また、基礎的、基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを目的に、学び直しも行っております。

中学校3年間は義務教育の最後であり、生徒は将来を見据えた自らの進路選択を強く意識する期間となります。生徒の進路選択の幅が広がるよう、生徒自身の可能性を最大限伸ばしていけるように、生徒の負担を考慮しつつ、できる限りの効果的な指導を行うよう、学校に引き続き指導してまいります。

次に、3項目めの学校で勉強する環境を整えるための朝自習等の実施についてですが、本市の4中学校においては、時間や内容は学校ごとに異なりますが、各校独自に朝自習が行われております。内容は、国語、社会、数学、理科、英語を中心とした各教科の基礎的、基本的な知識及び技能の習得を目的としたドリル学習や読書活動等です。ある中学校においては、集中力を高めるビジョントレーニングを取り入れたり、学力の向上と主体的な学びを育むことを目的として、AIドリルを活用した学習を取り入れたりしております。

今後も各中学校の生徒の学習状況に応じて、最適な教材や方法、手段を研究しながら、朝の貴重な時間の活用を継続してまいります。

次に、4項目めの家庭学習環境を整えることについての1点目、部活動をしている生徒の実態についてですが、太宰府市4中学校の1年生は748名、2年生は710名です。部活動加入率は学校ごとに若干の差はありますが、太宰府市全体で1年生が84.4%、2年生が82%です。

2点目の部活動をしている生徒への指導と学習環境整備についてですが、議員ご指摘のお

り、部活動に入部している生徒は、部活動をしていない生徒よりも学習時間の確保は難しいと思います。そのため学校では、部活動に入部している生徒に対して、家庭での学習についても指導しております。例えば、宿題を終わらせていない生徒には部活動の練習時間に宿題に取り組みせたり、長期休業中には、部活動の練習の前後に、教室に部活動生を集めて学習させたりするなど取り組んでいる部活動顧問がいます。

太宰府市として統一した家庭での学習時間の確保の指導はしておりませんが、今後も学校では、部活動をしている生徒に対しても学習の定着を目指した指導を行ってまいります。

次に、5項目めの太宰府中学校独自のM I C H I Z A N E ノートの取扱いについてですが、太宰府中学校が取り組んでいるM I C H I Z A N E ノートは、生徒自身が勉強する意義を見いだすためのものであり、生徒が家庭学習の習慣を身につけるために取り組んでいるものです。

中学校の教育活動においては、生徒自身が自分の学習状況を把握し、自分が必要とする学習を選択し、主体的に取り組んでいけるようにすることが求められております。

M I C H I Z A N E ノートは、次の日の時間割等の予定を記入するとともに、1日の学校での学習を振り返り、復習を家庭で行うものです。ノート2ページという決まりはありますが、学習する教科や内容は自分自身で決めることができます。定期考査中は、定期考査の試験範囲の内容を学習しても構いませんので、試験勉強にもなります。M I C H I Z A N E ノートの本来の目的である生徒の家庭学習習慣の確立と、生徒自身が自分の学習状況を把握して、自分で考えて計画を立てて学習を進めていくことを考えますと、定期考査中であっても取り組んでほしいものであります。

学校では、生徒の負担とならないように取り組んでおりますが、今後、生徒の負担となる状況が発生するようであれば、取組方について検討課題としてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございました。中学校教育について質問させていただきました。項目ごとに再質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1項目めですが、生徒の指導方法の見直しについてですが、学校の先生方が生徒の成長のために一生懸命に生徒指導に取り組んでおられることはよく分かりました。しかし、部活動の指導を教員が行わなくなることによって、生徒指導が難しくなるのではないのでしょうか。また、先生と生徒の人間関係を築きにくくなると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 生徒指導は、何より教師と生徒との信頼関係が大切になってきます。

したがって、これまで部活動中の教員の指導によって成長してきたという生徒がいるのも事実です。先ほども申しましたが、生徒指導は教育課程の全領域で行うものでありますし、これからも学校だけでなく、家庭や地域と連携協力して生徒指導を充実させていく必要があると考えております。

教員と生徒との人間関係づくりについてですが、私自身も部活を行う際は、技術の向上というよりも、人間関係を築いたり、あるいは子どもたちの自己指導能力、規範意識、これを育てることを意識して指導してまいりました。

また、生徒は部活動だけでなく、教科の学習、それから学級活動、学校行事等で学校生活全般で成長していきます。学校では、部活動に入部しているかしていないに関わらず、教員と生徒との人間関係をつくることを重視した取組を行っておりますので、今後も学校では、教員と生徒との人間関係をつくっていけるものと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 分かりました。ありがとうございます。

現在、太宰府市において中学校部活動の地域移行が既に行われているのでしょうか。行われている場合は、保護者の経済的負担等の概要が分かれば、併せてお伺いいたします。この質問は、昨日徳永議員が質問されたのとちょっとかぶっておるので、申し訳ございませんがお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 議員おっしゃるように、昨日も少しお答えしたと思うんですけども、現状として本市で部活動の地域移行は行っておりません。ですので、保護者の経済的負担というものを把握はできておりませんが、もし地域移行が進むようであれば、今よりも保護者の方に負担していただく可能性はあるかと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 今後、中学校部活動の地域移行も進んでいくと思われませんが、保護者の経済的負担等についても配慮しながら、慎重に進めていただければと思います。

そして何よりも、中学校部活動が地域移行になったとしても、生徒のよりよい成長のために、教員と生徒の人間関係を適切に築きながら生徒指導を行っていただくようお願いしたいと思っております。

次に、2項目めの教科指導の質の変化に伴う生徒への負担軽減についてですが、学校では生徒への負担がないように教科指導が行われているとのことで、安心しております。

先日8月28日に中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会が、教師を取り巻く環境整備について緊急に取り組むべき施策提言をされております。提言の中では、教師の働き方改革に関する取組の具体策が述べられており、その中に授業時数や学校行事の在り方の見直しがあります。授業時数の適正化に向けた見直し、学校行事の精選、重点化、準備の簡素化、省略化など、教師の働き方改革には必要な視点であります。

教員の働き方改革は重要な課題であることは、私も認識しております。しかしながら、生徒を置き去りにした改革であってはならないと考えます。学校における教科指導や学校行事等における教育活動を急激に変えることなく、生徒に負担をかけずに改革が進むことが大切であると思っております。先生と生徒に大きな負担がかからないよう、太宰府型学校教育ができることを期

待しております。

次に3項目め、学校で勉強する環境を整える朝自習等の実施についてですが、読書活動や教科指導の学習を行う朝自習が実施をされているとのことで、安心しております。今後も各学校で確実に取り組んでいただきたいと思います。

4項目めへ行きます。

家庭学習を整えることについてですが、4中学校ごとの部活動加入率はどのような状況でしょうか、お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 部活動の加入率についてですけれども、学業院中学校が81.4%、太宰府中学校が78.9%、太宰府西中学校が87.1%、太宰府東中学校が85.8%となっております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 学校ごとに加入率に差異があるようですが、80%以上の生徒が部活動に加入しているわけですから、部活動に加入している生徒への家庭学習の指導も大切になってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 学習についてなんですけれども、各学校ではこれまでも全国学力・学習状況調査等で生徒の学力実態の把握には努めてまいっております。その結果、現在のところですが、部活動の加入、未加入によって成績が変わるというような報告はございません。また、現在全ての生徒に1人1台端末のタブレットを配布しておるんですが、そちらを使って家庭においてデジタル学習ソフト、これを使ったタブレット学習もできるようになっております。これによって、生徒自身が自分の苦手な教科を短時間でも学習することができるように以前よりもなってきたと考えております。

これからも部活動の意義を大切にしながら、生徒が時間を有効に使って効果的な学習が行えるように進めてくれると考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） これからも生徒の家庭学習の環境を整えていくことをお願いしまして、これまでの質問を終わり、最後に5項目め、MICHI ZANEノートについてですが、生徒の家庭学習習慣の確立のためにあることはよく分かりました。しかし、定期考査前だけでもお休みすることはできないのか。

また、定期考査前の部活動中止期間を7日前からするということはできないのか。本市は2学期制ですので、3学期制の学校よりも1回の定期考査の試験範囲が広いはずで。近隣市で7日前から部活動を中止している中学校があると聞いておりますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 4中学校のうち3中学校が、中間考査、期末考査ともに3日前からの休みになっています。1つの中学校だけ、期末考査の前だけ5日間と延ばしております。た

だ、多くの学校は定期考査3日前というふうになっている状況です。

7日前から部活動を中止している自治体もあるというのは私も存じ上げておるんですが、やはりこのMICHIZANEノートは、先ほども言いましたけれども、子どもたちの自己指導能力をしっかりと鍛えたいという意義もあります。その中で自分の行動を制御して、あるべき方向に進んでいく力という、自己指導能力ですけれども、こうした力というのは、今の自分を客観的に見詰めることが大切です。ですので、今日一日学校でどのようなことがあったかなと、どんなことを感じたかなと、そういったことを振り返ったり、あるいは自分に足りてない学習はどういうものがあるかとか、そういうのも大人が指示するのではなくて、子ども自身がしっかり自分で見つけていく、そういうふうに取り組んでいるMICHIZANEノートですので、続けてほしいなと思っております。

それと、太宰府中学校はMICHIZANEノートと呼んでおりますが、3中学校ともこのようなノートは存在しています。同じような生活記録ノートといいますか、そういうノートは存在して、各学校で先ほど言いました振り返りあるいは自分自身の自己評価、これに取り組んでいるところです。このメタ認知能力を育てていくことが大切だと考えています。

そうした意味で、先ほど議員ご指摘のMICHIZANEノートですが、継続的にしていく意義があると考えておりますので、そして先ほど言いましたが、試験勉強をそこで行ってもいいというふうになっておりますので、この取組は続けてまいりたいと考えております。

また、定期考査の部活動中止期間についてですが、もしかしたらそれぞれ1人ずつ生徒あるいは保護者もう少し休みが欲しいなど、そういうお気持ちはあるかもしれませんが、なかなかそういう声を直接聞くことは現在のところはございません。ただ、今後そういう声もありましたら、また検討していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。このMICHIZANEノートなんですが、私の息子、中3なんで、しているんですけども、私がそれ必要あるとやといつも聞いていたもので、このような今回質問をさせていただきました。申し訳なかったです。本当に今言われたように、生徒や保護者の声を聞いていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

最後ちょっとまとめさせてもらいますが、中学校教育について今回質問させていただきました。現在学校では大きな改革がなされているように感じております。また、高校受験がこれまでどおり存在します。繰り返しになりますが、教員の働き方改革は必要なことだと思います。しかし、大きな変化によって生徒に負担がかかったり、進学の際に不利になったりすることがないように、太宰府市の中学校教育を推進していただくこともお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで13時35分まで休憩します。



休憩 午後1時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔2番 馬場礼子議員 登壇〕

○2番（馬場礼子議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、子どもの多様な居場所づくりについて質問いたします。

厚生労働省と警察庁が公表しました2020年中の小・中高生の自殺者数は514人で、1980年統計を開始して以降最多となり、500人を超えたのは初めてだそうです。

なぜ最初にこのデータを示したかという点、2018年日本財団が行った調査によると、18歳から22歳の若者のうち、自殺念慮、自殺について真剣に考える、または計画することがあると答えた人は30%、自殺未遂経験がある人は11%でした。しかし、不登校経験者に限ると、自殺念慮経験者は68%、自殺未遂経験者は31%と、自殺リスクは2倍から3倍高くなっています。この調査結果からも、自殺や不登校、ひきこもりもストレスが限界に達した結果起こるもので、不登校と自殺は関連性が高いということが言えると思います。

そして、本題の不登校児童・生徒数は、文科省の最新データによりますと全国で24万4,940人でした。うち小学生が8万1,498人で児童1,000人当たり13人、中学生が16万3,442人で1,000人当たり50人ということです。10年前と比較すると、小学生では3.6倍、中学生では1.7倍にも拡大しています。この数値は不登校者の定義である年間30日以上欠席を基準とした数値ですが、これが90日以上欠席した者は13万4,655人で、先ほどの30日基準の55%にもなる数値で、かなり深刻です。

また、驚く数値としては、約25万人近い不登校児童・生徒のうち約36%が、学校内外の専門機関で相談や指導を受けていない現状があります。

文科省は、学びにアクセスができない子どもをゼロにすることを目指す、そして2017年に施行された教育機会確保法も、不登校はどの児童・生徒も起こり得るもので、まずは休養が必要なこと、学校以外の場での多様な学習活動や居場所、学校復帰だけを目的としない支援が必要だと強調しています。まさに、学校以外での多様な居場所が求められています。

また、未然防止という観点から、子どもの居場所を増やすための早期対応が可能となる環境整備をする必要があると考えます。昔のように見守ってくれる近所のお兄さんとかお姉さんのような存在がなくなり、地域のつながりの希薄さなどから、自分に目を向けてくれる居場所を意図的につくる必要性などを感じ、居たい、行きたい、やってみたいの3つの視点から、子どもの居場所に関する施策、取組について伺います。

1項目め、本市の不登校児童・生徒数について。

2項目め、子どもの居場所について4点伺います。

- 1 点目、多様な居場所を増やすという観点から、どのような取組をされているでしょうか。
- 2 点目、居場所と子どもをつなぐことについて。
- 3 点目、居場所をコーディネートする人材の確保、育成支援について。
- 4 点目、居場所づくりに取り組む中間支援団体への支援について。
- 3 項目め、本市の居場所づくりのための公的支援について。
- 4 項目め、子どもや若者の声を直接聞く取組について。
- 5 項目め、不登校児童・生徒のためのフリースクールについての市の見解と行政の支援について。
- 6 項目めは補足いたします。

このような取組の骨子となるのが子どもの権利条例かなと思います。自治体によっては、この子どもの権利条例に基づき、子育て支援、教育支援などの施策を実施しているところもあります。本市にはまだ条例制定の動きはありませんが、本市もこども家庭センターをいち早く打ち出すなど支援に乗り出している今、子どもの権利条例についての考えを伺います。

以上、ご回答よろしく申し上げます。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 子どもの多様な居場所づくりについてご回答いたします。

まず、1 項目めの本市の不登校児童・生徒数についてです。本市の市立小・中学校における不登校児童・生徒の割合ですが、令和 3 年度の不登校児童・生徒の割合は、令和 2 年度と比較し、小学校は全国が 1.3 倍、福岡県が 1.3 倍、本市が 1.2 倍となっております。中学校は全国が 1.2 倍、福岡県が 1.2 倍、本市は 0.99 倍となっております。

令和 4 年度の不登校児童・生徒の割合については、全国と福岡県の統計値はまだ公表されておりませんが、本市では令和 3 年度と比較しますと、小学校は 1.38 倍、中学校は 1.27 倍となっております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、2 項目めの子どもの居場所について 4 点何うの 1 点目、多様な居場所を増やすという観点から、どのような取組をされているのかについてですが、現在本市では、放課後子ども教室、図書館、つばさ学級、適応指導教室、学童保育所、キャンパス・スマイル、ぎんももひろば、全世代交流フリースペースなど、多様な子どもの居場所を提供する取組を行っているところですが、民間団体が行っておられる子ども食堂につきましては、子どもの食育や居場所づくり、また学習支援の場と高齢者を含む地域づくりを目的に、積極的に活動をされているところですが、本市では、多くの市民の皆様に活動内容を広く周知し、新たな居場所づくりという観点からも、支援体制の充実に努めております。

次に、2 点目の居場所と子どもをつなぐことについてですが、居場所へのアクセス情報の提供や、そのような情報を保護者や子どもが入手できる環境が必要であると考えております。そのため、学校、地域など様々な関係機関と連携し、支援を必要としている子どもに必要な支援

が届くよう取り組んでまいります。

次に、3点目の居場所をコーディネートする人材の確保、育成支援についてですが、子ども食堂をはじめ居場所の開設、運営、ボランティアに関する相談につきましては、生活支援課が中心となり、市のボランティア支援センターや関係部署と連携して情報提供を行っております。

次に、4点目の居場所づくりに取り組む中間支援団体への支援についてですが、子ども食堂に食材などを提供していただける企業や生産者の皆様などの中間支援団体との連携につきましては、子ども食堂の開催日や参加人数、必要な食材の種類、量などを直接子ども食堂と調整していただくことで、迅速にニーズに合った提供が行われることになると考えております。今後につきましては、さらに多くの中間支援団体の皆様が参画しやすい環境づくりにつきまして検討してまいります。

次に、3項目めの本市の居場所づくりのための公的支援についてですが、子ども食堂につきましては、これまで公共施設利用料の全額免除、食料保存用の大型冷蔵庫の設置などの支援を行ってきておるところです。また、調理器具などを保管するための場所の提供につきましても、関係課と協議を行い、利用に向けた準備を進めております。今後につきましても、団体の皆様と定期的に情報交換の場でご意見をいただきながら、今後の支援策について検討してまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 次に、4項目めの子どもや若者の声を直接聞く取組についてですが、学校においては、教職員が児童・生徒の状況を把握し、日常と様子が違う児童・生徒に声をかけたり、連絡帳等を使ったりして、児童・生徒の心の変化に気づくようしております。また、相談ポストを設置し、児童・生徒が悩み事や相談したいことを手紙に書いて投函できるようにしております。

さらに、学校に配置されたスクールカウンセラーが児童・生徒の悩み事を聞くこともしておりますし、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒及び保護者と関係機関をつなぎ、少しでも悩みや不安が解消できるように取り組んでおります。

令和2年度からは、市長に対する提案箱を各学校に設置し、児童・生徒が直接市長に思いを伝えることができるようにしております。令和3年度は、市長に対する提案箱に考えや意見を投函してくれた小・中学生を中心に、オンライン会議で市長と対話をする子ども・学生未来会議を実施いたしました。

若者という視点でいえば、太宰府キャンパスネットワーク会議において、市内大学生と市長や議会との意見交換会を行っています。特に市長との意見交換は、平成30年にキャンパスフェスタの壇上で行ったことをきっかけに、その後もオンラインの併用等、工夫しながら毎年続いております。また、市長自らSNSを活用して、常々若者の声を直接聞くこともしております。

本年度は、学校において児童・生徒が不安や心の悩みがあった場合に、相談先がすぐに分かるようにするために、児童・生徒全員が使っている児童・生徒用タブレットのデスクトップに相談窓口一覧を貼り付け、不安や心の悩みの種類に応じた相談先を案内することで、児童・生徒が相談先をすぐに見つけられるようにしております。

次に、5項目めの不登校児童・生徒のためフリースクールについての市の見解と行政の支援についてですが、本市においては、民間施設、いわゆるフリースクールの活用については、令和3年度に不登校児童・生徒への支援のためのガイドラインを作成し、フリースクールの活用及びICT等を活用した在宅学習の取扱いをルール化し、フリースクールへの参加あるいは在宅学習の実施については、適切な手続や学校への報告等を行うことによって学校への出席として扱うなど、学校と連携しながら実施しております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、6項目めの子どもの権利条例制定についての市の考えを伺うについてですが、本市では平成6年に人権都市宣言を行い、翌年に太宰府市人権都市宣言に関する条例を制定いたしました。また、子どもの人権問題についても掲載しております平成22年策定の太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針を令和4年12月に改定し、時代に沿った人権施策の取組を明らかにし、市としての子どもの人権を守る具体的な取組を打ち出しているところ です。

子どもの権利に関する条例につきましては、本年度重点事業として、基本目標、太宰府の底力総発揮構想の下、条例の制定に向け検討を進めていくこととしておまして、まずは市内にて組織を横断した関係課会議を立ち上げ、条例制定を前提に、専門家や当事者である子どもたちの意見をどう取り込んでいくのかなど、具体的な策定手順の検討を始めてまいる予定といたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。

まず、1項目めなんですけれども、明確な数字はいただけていません。1.何倍、そういった数字でございますが、学校ごとの数字となると、序列的なこととか関わり、問題があるかと思うんですけれども、しかし文部科学省は、不登校児童・生徒の実態を把握することが重要であるというふうに述べています。また、住民全体で把握、共有することは、この後触れる地域の教育に関する問題を把握し、適切な対策を講じるために、私は数値の認識というのは重要かと思っております。不登校問題に関心を持ち、子どもたちの教育に対する意識も高まり、地域社会全体で協力し、解決手段を模索することが可能になるんじゃないかと思いますが、数値の明確化は厳しいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） これまでも議会の中でこの不登校児童・生徒数をお尋ねになられてき

ておりますが、今まで出しておりません。その大きな理由としましては、やはり不登校児童・生徒本人の気持ちや保護者の気持ち、こういったところを考えて、具体的な数値を公表してきておりません。何より、先ほど議員が学校ごとじゃなければいいんじゃないかというお話もありましたが、この不登校児童・生徒数が学校だけでなく市や町の序列にもつながるんじゃないか、あるいは、これは全国的な調査においては、国が公表している数値までを公表の対象とされております。ですので、これまでも公表してきていないという現状でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ちなみに福岡市は不登校児童・生徒数4,400人というふうに新聞で掲載されておりました。そこから推測しましたら、福岡市の割合的に3.6%ぐらいなので、本市は230人前後ぐらいかなというふうに勝手に想像しております。分かりました。状況は分かりました。ありがとうございます。

次の2項目め、子どもの居場所について4点伺う、その1つ目の多様な居場所について増やす観点から、どのような取組をされているかということです。不登校とかひきこもりの状況になる前に、市や学校、地域、そして住人が連携して、居たい、行きたい、やってみたいと思える場所、取組を一つでも多くの居場所づくりが、これからは不可欠だと思います。完全に外にも出られないという状況をつくり出す前に、心のブレーキをかけてあげられるような居場所、受皿をつくったり、今試みている取組とかイベントを、もっともっと子どもたちにとって興味深いものに変えたり提案していくことが、大変重要になってくるかなと思います。

先ほどちょっと出ております学校と地域が相互にパートナーとして行う事業の一つに、地域学校協働活動、放課後子ども教室があると思いますが、現状、放課後子ども教室に関して、本市はどのような活動、そしてどのような反響でしょうか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 太宰府市の放課後子ども教室についてですが、実際実施しているのが今2校ですね。令和3年度から太宰府西小学校が始まりまして、東小を令和4年度、令和5年度は今南小も加えて3校で進めているところで考えております。

現状といたしましては、地域の教育力を生かした体験活動の在り方や地域コーディネーターの関わりなどについて取組を行っておりまして、その中で、参加した子どもたちは毎回8割程度の参加があって、意欲的に活動を行っているというところです。家庭とか地域をつなぐ地域学校協働活動として、やはり今後も進めていきたいと思っているところです。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 放課後子ども教室に関してはすごく大反響だということで、とても安心しました。家に帰っても、仕事で親がいないご家庭の子どもたちが、放課後に専用の施設とか空き教室を利用していろいろな適切な遊びとか生活の場を提供するということは、やっぱり居場所としてとても大変な有意義な活動かと思えますし、地域との連携というのもまたすごいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

令和5年3月定例会で、市長の施政方針でも放課後子ども教室の拡充をうたっています。先ほどご説明されたように、太宰府西小、東小、そして拡充で南小が行われるということですが、文科省としては、2023年度末までに全ての小学校区1万か所以上実施することを目標としております。それを受けて、今後全小学校への拡充はどのようになっているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 議員さんがおっしゃられるように、全校にということでは考えておりますけれども、やはり地域コーディネーターさんとかそこいらの人材もありますので、そこは1校ずつ学校と協議しながらやっていきたいと思っていますところでは。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 小学校ごとに実施、未実施というのも不公平感があります。全校に広げていただけるということで、よろしくお願いします。全小学校区への拡充は、もう本当に居場所づくりの一つだと思いますので、お願いしたいと思います。

参考までにお伝えしますが、地域学校協働活動として、他市では例えば中学生対象に教員とかOBとか大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援、地域未来塾とか、寄り添いが必要な子ども、不登校傾向にある子どもへの対応について保護者が学び合う機会づくり、家庭教育支援活動、そういった活動もあり、地域と密着に活動されている様子がうかがえます。

そのほか、もちろん地域の行事、イベント、夏祭り、ボランティア活動などの参画は、地域学校協働活動としての居場所になっていると思いますが、今お話ししている地域学校協働活動は、学校を核とした地域づくりだと思います。今度は地域と共にある学校づくりのコミュニケーションスクールも、子どもたちの重要な居場所、役割を担っていると認識しておりますが、たくさんコミュニティ・スクールに関しても、本市の小・中学校の活動をまとめてあるのを私は拝見しました。各学校ごとに、地域と共にいろいろな取組がなされていました。その中で、子どもの居場所づくりとしての内容を備えたコミュニケーションスクールの取組を1つご紹介していただけないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） コミュニティ・スクールのことかなと思っています。コミュニケーションスクールとおっしゃったので、コミュニティ・スクールだと思うんですけど、先ほど議員おっしゃったように、地域学校協働活動というのは、学校、地域、どちらが主体になるかと決まったものではありません。先ほどの放課後子ども教室も、学校が主体というわけではなくて、地域の中でやってもらっているものになります。それと、未来塾というのも、恐らく議員がおっしゃったのも地域が主体になっているものだろうと思っています。

今太宰府市の学校で学校が主体となってやっている地域学校協働活動としましては、ある小学校で米作りをしたりとか、その米を使って、今度は地域が主体になって餅つきをしてくれた

りとか、そういうこともあっています。あとは、子どもの史跡解説員、国分小学校と水城小学校がやっていますが、これは地域の方にいろいろと太宰府市のことを教えていただいて、子ども自らが解説員になって、市を訪れた人に説明したりとか、そういったのは学校が主体となって、教育課程内の中でやっている地域学校協働活動というふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） すみません、コミュニティ・スクールです、申し訳ありません。

今ご説明されたように、例えば地域のゲストティーチャーを呼んで、クラブ活動とかそういった活動もされているというふうに紹介してありました。いろいろご紹介してあるんですけども、こういった活動に関しては、大きなメリットとして言えることというのは、子どもたちが自分たちの住む地域を好きになるというか、そういうことだと思います。つまりは、希薄したコミュニティの中で挨拶がし合えたりとか、地域のお兄さん、お姉さんたち、市民や高齢者、そういったつながりが強固になることは、子どもたちの心の安心感につながると私は思います。各学校でのそういった取組に関しては、もっともっとブラッシュアップしていただいたり、そういう機会を拡大していただいたりとかしていただけたらと思います。

コミュニティ・スクール、あと学校協働活動、子どもの行きたい、やりたい、いたい、そういった実現化をしていただけたらと思いますので、今後も活動に関しては、先ほど言ったようにブラッシュアップしていただきたいなと思っております。

以上、学校、地域の関係性でのお話をしましたが、こちらのご回答にもありますように、居場所としては例えばボランティア団体さんの子ども食堂とか、フリースペース、公民館、図書館、公園、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、子ども会、プレパーク、学校以外での学びの場である学習塾とか習い事、サークル、挙げたら本当に切りがないと思います。

ただ、私は、とても大事なことは、こういうことをやっていますよ、ありますよというのはなく、それぞれの居場所の環境整備とか、そしてその居場所で子どもたちをどのように過ごさせてあげたいかという思いがあるかどうかだと思います。その環境整備、思いを、次の幾つかの項目で質問をさせていただきますが、せっかくの居場所も、自力では行きづらい、そもそもあること、やっていることの情報が無いでは、意味がないと思います。

今回、子ども食堂を例に取って挙げてありますので、それを伺いますけれども、今子ども食堂は6団体から9団体になっていますが、その情報は、市民の方々とか本当につなげたい方へどのように周知されていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 子ども食堂につきましては、民間ベースで広がってきた社会活動でございまして、従来の子どもの貧困対策とか共食の機会の提供としての機能はもちろんです。これから地域と学生の連携、学生の参加など、地域の交流拠点といった役割も期待されてきておるところでございまして。

市といたしましては、こうした活動に対しまして、地域ぐるみで協力し、民間の皆様の支援

をしていくことができるような環境整備が必要であると考えておりますので、保護者や子どもが居場所情報を入手できるよう、ホームページの拡充ですとかSNSを活用した情報提供、また学校、地域、公民館などとの連携など、まずは居場所の認知度向上に向けて情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと思います。

先日の子ども食堂の会議でも、ボランティア団体さんから、おのおのの活動を市民や本当につなげたい方に周知してほしいというご意見があったと思います。この周知に関しては、前回私、6月の一般質問で幾つか挙げさせていただいたと思います。今回は子ども食堂の質問ではありませんので割愛しますが、せっかくボランティア団体が子どもの居場所を提供されているので、市としてももっともっと広報活動、周知、後押しをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

あと、アクセスの確保については、私は単純に居場所が増えることかなと思います。隣の大野城市は、子ども食堂44から45の団体の数に比べて、本市は6団体が今年9団体になっております。各小学校、自治会ごとに増えることで、子どもたちが自力で通えるようになると思います。

ただ、そのような動きも、2点目のコーディネーターさんの人材の確保、育成する支援が私はポイントだとこの前も申し上げましたが、そう思っております。今は各団体さんがそれぞれに手探りで運営をされています。新しく私たちが子ども食堂を立ち上げたいといっても、生活支援課にお尋ねする程度で、いろいろな特典、横のつながり、それを全て網羅するような情報を入手するのは、各団体さん個人では厳しい状況かと思っております。前回は触れましたけれども、隣の大野城市は、今期子ども食堂共働事業として予算が下りております。市とNPO法人との共働事業としてコーディネーターさんを配置され、横のつながり、連携強化に努めてあります。そういった意味でも、子ども食堂をはじめ、先ほどもおっしゃった学校活動にしても、やっぱりコーディネーターさんの不足とおっしゃっていましたが、コーディネーターさんは必須ポイントかなと思っております。

実は先日、私のSNSを見て、太宰府の企業さんで別事業として阿蘇で農園を経営されている会長さんから連絡をいただきました。ぜひうちの農園の農産物をご支援に使っていただけないかというご希望でした。そして、とても私はうれしくて、その話を担当課さんに持っていったところ、直接企業さんと本市の子ども食堂のボランティア団体さんとのやり取りをしてくださいということでした。当然です。それはもう当然のご回答だと思います。

担当課がそれを担当を担う必要もないと思いますし、今それをつなぐコーディネーターさんはいませんので、当然のご回答だと思いますけれども、私は仮に9団体さんそれぞれにコンタクトを取って、企業さんもその9団体にそれぞれ説明という、とても非合理的だと思いますので、そこで企業と団体、行政と団体、市民と団体、そして新規参入の団体さんへのレクチャ



一、立ち上げ全てを担うコーディネーターさんがいたら、スムーズに問題とか課題などを整理しながらどんどん広がっていくんだと思います。

居場所として子ども食堂へのお考えとかやる気は、本当に市のやる気だと思いますけれども、正直、子ども食堂さんでどれだけの子どもの方が救われて、子どもの居場所としてあり得るものなのかというのは、明確な数字がありませんし、本当にこの動き、存在そのものの子ども食堂ということ自体に反対の方もいらっしゃいます。

ただ、各団体さんのお話を聞くと、みんな実際にこの場所を心のよりどころとして、毎月楽しみに来ている子どもがいるんですよというお話です。10人、20人救えなくてもいいじゃないですか。1人、2人でも居場所として来てくれる子どもがいれば、それが拠点が増えることで通える子どもも増えます。本来届けたい子どもになかなか届かないという問題も、コーディネーターが中心となって市や地域に働きかけて、少しずつ思いがつながっていくことと思います。

子ども食堂の食材保管もすごく尽力していただいています。ありがとうございます。ただ、やっぱり近隣ではある企業さんが手を挙げて、自分の寮、企業の寮を提供されています。それはやはり市全体が自ら、市全体が子ども食堂を応援しているんですよというそういうメッセージがみんなに届いているからだと思います。本市ももう少しでも、その動きに少しでも賛同いただけるのであれば、市で全体として応援していますよというメッセージを広めていただいて、企業、個人、団体の支援もどんどん広がっていくと思います。ひいてはそれが子どもの居場所づくりの拡充につながると思います。

先ほどお話ししたコミュニティ・スクールにしても、地域学校協働事業にしても、地域と学校をつなぐコーディネーターさんは不可欠です。子ども食堂コーディネーターに関しては、前回の質問をちょっと幾つかさせていただきましたが、進捗とかは少しあるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） ありがとうございます。コーディネーターに関するご質問でございますが、先ほど議員からもありましたとおり、子ども食堂情報交換会のメンバーがこのたび9団体に増えておりまして、まさにこの会議がコーディネーター的な情報交換の役割を果たしているものと現在では思っております。それに加えて、新たに教育委員会からもご参加をいただくようになっていまして、だんだんこうした情報網が今広がっておるところでございます。

そのコーディネーターの件でございますが、こうした居場所の設立、運営等に関する相談につきましては、現在市の職員が窓口となって、ボランティア支援センターと連携をして、相談、情報提供や助言を行っておるところでございます。

コーディネーターなどの人材を配置しまして、地域活動をする団体と市が協働で事業を実施することにつきましては、ご紹介もありましたが、他市の状況などを見ながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） そしたら、今後は担当課とかボランティアセンターさんとか、そういったところに情報を全部一旦お預けする形で、皆さんにつながるということでよろしいんでしょうか。はい、分かりました。ありがとうございます。

あと、3項目めの……。

○議長（門田直樹議員） 馬場議員、マイクに向かってしゃべるか、マイクを少し動かしてください。

○2番（馬場礼子議員） 聞こえない。

○議長（門田直樹議員） 音がちょっと入ってないから。

○2番（馬場礼子議員） 声がちょっと、すみません、ハスキーで、なかなか。申し訳ありません。

3の公的支援についてですけれども、聞こえますか、大丈夫でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 大丈夫です。

○2番（馬場礼子議員） おおのの事業や活動をするにおいて、そこには自治体の補助をはじめとする公的支援が関わってくると思います。例えば先ほど言った学習塾とか習い事ということに関して、福岡市では子ども習い事応援事業として、小学校5年生から中3までの保護者で条件をクリアした家庭に、子ども1人当たり1か月1万円分の補助があります。学校になじめなくても、学校の友達の顔ぶれが変わることで通えたりするものです。本市でもそういった応援事業としての取組というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 今議員がおっしゃったような習い事に対する支援というのは、現在本市のほうでは直接的には行っていない状況です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 了解いたしました。

あと一つご提案というか、私よりも教育理事とか先生ご経験者がたくさんいらっしゃるのので、私がお話しすべきことではないと思いますが、今議会でも教育費拡充の意見書が出されています。現状、今先生のお一人に30人から40人、十把一からげで、教員の方々がブラックな環境の下で無理を重ねて過重労働に苦しんでいらっしゃいます。

長年教職の仕事をして、このままではいけないということで早期退職して、ご自分の実体験を基に教員教育改革を目指して活動なさっている女性の話を聞きました。教員が毎日笑顔で教鞭を執ることが子どもたちの教育には一番大事、教員が幸せでなければ子どもたちも幸せでないという信念の下、そのためには今の過重労働の見直しが必要だということで、国に意見書とか出して、そういった国レベルではなかなか早急に解決することではないけれども、例えば2019年中央教育審議会の答申で3つ出されています。1つが、基本的には学校以外が担うべき業務、2つ目、学校の業務だけでも、必ずしも教師が担う必要がない業務、3項目め、教

師の業務だが、負担軽減が可能な業務というふうに3分類されています。

何が言いたいかという、教職員の担う業務を明確にして、業務軽減、それに第三者への業務委託をすることで負担が減るんじゃないかなと思います。不登校の原因というのが、先生との関係性というのが一番大きなウエートを占めていますので、私は先生でも専門家でもないの、ここでこういった業務を軽減してくださいとか、したらどうですかというご提案なんてとても言えませんけれども、教育理事をはじめもし思い当たるところがあれば、そういう動きというのは可能なんではないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 昨日も教師の働き方改革の話はさせていただいたんですが、本市でも平成30年にこの働き方改革指針というものを出しております。当時から、教師が行わなくてはいけない、あるいは教師がする必要がないとか分けて、もう一つ、教師でなくてもできるということですね、3つ分けて議論がなされておりました。その本市の働き方改革取組指針の中でも、教員が担う必要はないものというのを明らかにしながら、教職員の勤務時間、その辺の削減には努めているところです。

ただ、なかなか、やはり学校というのは、地域の方、保護者にも手伝ってはもらっていますけれども、なかなか教師の業務というのを減らすと、今度は子どもに負担がかかってしまいますので、結局なかなかやめられない部分が出てきています。市としては、不登校対応のサポートティーチャーというのを配置したり、あとスクールソーシャルワーカーで今まで担任がしていた関係機関との連絡を代わりの人がするとか、そういう少しずつ改革のほうは進めているところです。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。先ほどお話をしました、私が聞いた学校の教員の方も、ご自分がそれを担って、いろいろな学校に今働きをかけているとおっしゃっていただきましたので、もし何かのときにはご相談に乗ってください。よろしくお願いします。

あと、子ども、若者の声を直接聞く取組についてですけれども、本市では太宰府市子ども家庭総合支援拠点、約572万円で開設されております。18歳未満の全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、専門的な相談対応、継続的な支援を行うところとして位置づけてあります。また、専門的知識を持つ相談員が対応しますというようなことですが、子どもの声を聞く取組としてそちらも機能しているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） この拠点でございますが、子育て支援課で取り組んでおりますものは、支援が必要な子どもと申しますか、虐待などで苦しんでいる子どもたちの支援という部分での取組を行っているわけでございます。加えまして、今年度は子どもの居場所シングルマザー支援事業ということで、本年7月下旬にぎんももひろばということで新規事業として開設を行ったりするといった活動しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 分かりました。これに関しては、まだ私の周りに周知されてない方もいらっしゃるのでは、相談機能としてもっともっと活動できればいいなと思いますし、ご回答いただいた市長に対する提案箱、それはやはり市長自らにご自分の意見、子どもの意見を発することができるというのは、とても子どもにとっても有益なことだと思いますので、市長、もっともっと反響、そしてこれの反響状況とかそういったものをもっともっと広げていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

1つまた取組として、令和4年で10年目になる宗像市のハッピークローバーという機関があります。子どもの基本条例を基に、子どもの権利を回復するための機関として設けられています。このハッピークローバーのすごいのが、認知度が全小・中学生で96.9%です。対応としては、電話、面接、手紙、ファクス、出張面談、オンライン、全て対応しています。広報活動としても、校内放送、DVDの放映、リーフレットを全生徒に1万1,000部配布、名刺サイズのカードを配布して、名札の裏のポケットに入れて、それが60.9%の子どもが持っているというふうに回答しています。ハッピークローバーの通信を年に数回出したりとか、やっぱり周知活動の徹底ぶりでかなり、96.9%というのは、あるだけじゃ意味がない、より多くの人に周知し、理解、活用することに意味があるというものにとっても匹敵しているんじゃないかなと思います。

親や先生、友人に言えない悩みを吐露できる機関があるということは、悩みを払拭することは、学校へ向かう意識を前向きにするものなので、子どもの声を聞いて、子どもの視点に立った居場所づくりだとも言えます。こういった取組に関しても、ぜひちょっとのぞいていただけたらと思います。

あと、不登校児童・生徒のためのフリースクールについてですけれども、本市では不登校児童・生徒のために教育委員会運営の教育支援センターがあります。実際、教育支援センターというのは、費用が無料だったり、学校への出席とみなされる、不登校対応専任教員STとかスクールソーシャルワーカーSSWを配属されて、教育支援センターと連携を取りながらやっているという、すごく利点が多いと思います。

しかし、どこもそうです。そこにはまる子もいれば、そうでないお子さんもいらっしゃいます。令和4年予算においても、この支援推進として約4,640万円を投じていらっしゃって、いろいろ試みてあると思いますが、実際不登校支援の効果というのはどうなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 効果と申しますか、実際通学している、支援センターのほうに、つばさ学級と申しますけれども、そちらに通っている児童・生徒はおります。という意味では、効果は上がっていると考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

- 2番（馬場礼子議員） 不登校児童・生徒数の大体何割ぐらいが通学されていますか。
- 議長（門田直樹議員） 教育部理事。
- 教育部理事（八尋純次） 割合まではここで今計算することができないんですが、昨年度ですけれども、小学生、中学生で17名の利用があったということです。
- 議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。
- 2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ただやっぱり、そこでもやっぱりここに足を向けられない子どもたちがいるのも事実です。その理由は明らかで、学校復帰という意図の下、指導されているというのが、根本的に学校色が抜け出せてないという利用者も少なくないのではないかなと思います。
- そして、そこで学校外に居場所を求める子どもたちがいるんだと思いますが、ところでちょっと質問なんですけれども、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校事業についてのCOCOLOプランというものを各都道府県教育委員会教育長宛てに通達をしました。そして、そこに不登校特例校に関して触れていらっしゃるしまして、全国300校の設置を目指すという内容がありますが、この通達を受けて、教育長にちょっとお尋ねします。COCOLOプラン、不登校特例校に関してのご見解はどうでしょうか。
- 議長（門田直樹議員） 教育長。
- 教育長（井上和信） 不登校特例校は、特色ある教育課程で教育活動ができるために、不登校の改善や児童・生徒の学習の場、居場所としては有効であることが報告されております。しかし、在籍している児童・生徒が登校できずに本格的な学習指導に取り組めない現状があり、一人一人の特性に合わせた指導が必要であると思っておりますけれども、教員が足りないなどの運営上の課題も報告されています。不登校特例校の設置のためには、十分な調査研究が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。
- 以上です。
- 議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。
- 2番（馬場礼子議員） 2025年春に今度、福岡市早良区で九州で2校目、不登校特例校ができる予定です。ネーミングも学びの多様化学校ということで、8月30日に変更するというふうに発表されておりました。そして、重要なことが、運営に支援実績のあるNPO、フリースクールの民間施設との連携を通しての体制構築というのが書いてありました。
- 今、フリースクールというワードが出ましたので少し触れますけれども、フリースクールは民間の居場所として今どんどんどんどん広がっていると思います。教育機会確保法では、学校に登校するという意味のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要がある、多様な教育機会の確保としてこういった教育支援センター、特例校、フリースクールなどがあって、それを活用して自立をしていってくださいということですが、そこでもやっぱりフリースクールなどの民間施設とかNPOと積極的に連携して、相互に協力、補完的な意義が大きいとされています。

ただ、国もフリースクールの必要性とか重要性というのは認識しているにもかかわらず、そして教育委員会のお立場で、なかなかちょっとフリースクールに関して発言しづらいと思いますけれども、フリースクール自体、明確な定義がなく、そして法的な根拠がないという存在で、公立小・中は無償の義務教育に対して、フリースクールの費用は月額、平均ですけれども3.3万円かかると言われているのが、一切国の補助はありません。ただし、地方自治体によっては、地方の実情に応じて補助金制度を条例で定めることができるということです。

例えばその一例を挙げますと、福岡県フリースクール支援事業補助金というのがあって、これはフリースクールの家庭への金銭援助ではなくて、フリースクール運営への補助金です。また、佐賀県杵島郡江北町では、民間フリースクールやそういったところに、今度は家庭への直接支援として、入学準備金を2万円とか、通所通信費を月4万円上限に助成をしています。予算が140万円という規模が小さいからできたんだと思いますが、ただ言いたいことは、各自治体の裁量ということです。フリースクール、その助成金というのは、今は何ておかしなことを言っているんだというふうに、そういう段階かもしれません。フリースクールだとか、援助をどうのこうのというのは、まだまだ一般化されていないかと思いますが、地方の実情に応じてフリースクールの補助金制度を条例で定めるところもあるので、本市は今後、フリースクールの利用者に対しての補助という形を検討してもらえないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 議員がおっしゃったように、現在太宰府市としては、フリースクールに通う児童・生徒への支援、これをももちろんしておりません。それと、フリースクールを太宰府市につくりたいという声があるというのも、私、聞いたこともあるんですが、なかなか自分でつukれないという声も聞いています。だから、フリースクールを立ち上げたいけれども、そちらへの支援というのも現在のところはできていない状況があります。

ただ、議員が先ほどおっしゃった県の支援があるんですね。福岡県フリースクール支援事業補助金、こちらはございます。残念ながら本年度の締切りはもう終わっていますが、来年度はまたこれもあるんですね。

ですので、もし太宰府市でフリースクールを立ち上げたいという方がいらっしゃれば、この補助金がありますよというお知らせはできるんですけども、今すぐ市としてフリースクールに対する支援をするということは、ちょっと今のところは難しいかなと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ぜひご検討の余地があればよろしく願いいたします。

最後、子どもの権利条例に関してですけれども、ちょっとご回答で前向きに今もう取り組んでいるのを見まして、今までいろいろな議員さんたちがこの子ども権利条例についてはご発言されたりご要望なさっている成果かなと思います。私がだから今ここで言うことではないかなと思います。

ただ、やはり子どもの権利条例というのが、そういう子どもの権利条例を骨子として、いろいろな各自治体が施策を打ち出しているというところもあります。先ほどのハッピークローバーにしてもそうです。なので、ぜひ楽しみにしていますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの宗像市の子どもたちですね、85.3%が子どもは権利を持っているということを知っています。最後に全部ちょっと総括して、市長にお尋ねをさせていただきます。

本当、申し訳ない、今まで取り留めもなく、財源もめちゃくちゃあるわけじゃないのに、こうしてくださいというご意見、ご要望をお話ししましたけれども、本市の不登校児童・生徒の現状と対策、そしてこれからの時代、いろいろな学校の形があつていいと思ひています。フリースクール、またその支援、そして子どもの権利条例制定に関してのご意見をよろしくお願ひいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう馬場議員から様々ご指摘いただきましたし、これまでも累次にわたり各議員からもご指摘をいただいてまいりまして、そして私自身も自分自身の信念といひますか経験にも基づきまして、私も今まで振り返りますと、どこでいつ学校に行けなくなつていたか、学校に行きたくないと思つていた者の一人ですから、私も、決して楽しかつたわけではありませんでした。ですので、と言われると怒られるかもしれないんですけども、ですのでそういう意味では、むしろ浪人とかそういうちょっと学校からずれたときが、一番充実してたり楽しかつたという人生だったものですから、そういう意味では子どもたちも、例えば就職氷河期の話とかひきこもりの話とかも最近職員の中で研修なんかも行いましたが、やっぱり今の子ども、昔の我々の時代とも全く変わつておりますし、どのような形で、もともとを考えると、やっぱり学校に全て6年間なり3年間なり、必ずそこでずっと閉じ込めておくということだけが社会にとって正しいのかという、違ふと。いろいろな生き方が当然あるでしょうし、そういう中でどういふ生き方の中でも、皆さんが意欲を持って子どもたちが伸びていく中で、新たな気づきなり才能なり、道が切り開けていくんじゃないかと。

そういう思ひで、我々としまして、恐らくいろいろ大野城さんとか宗像さんの話もされましたが、太宰府市、かなりおかげさまで最近報道で取り上げられるケースも増えてきましたし、大学と連携したキャンパス・スマイルとか、今回のぎんももひろばであるとか、様々新しい居場所づくりは、これまでのつばさ学級とかも含めてかなり充実してきたほうではないかと。先ほど来申していますように、子どもたちの様々な声を聞いてきた自治体の一つではないかという自負もありますので、そういうことが住みよさにつながつていふところもあると思ひますので、そういうことも含めて、子どもの権利条例も今まではなかつたですけども、率先してやつてきたという自負もありますので、それを形にしていくということも1つ大事なことであると思ひますから、今関係各所といろいろ連携をしながら議論を進めていふところですので、今後も意見をいただきながらやつていふたいと思ひています。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。財源には限りがあるので、重々承知してはいますが、子どもというのは社会の宝物でありますし、ひいてはこれからの将来の日本を担っていく一人一人ですから、不登校がきっかけで将来を絶たれたり、最終的には例えば生活保護とかそういう支援を受けるてんまつになるのに比べると、今まさに教育予算とか少しでも捻出して取り組んでいただきたいなというのがあります。

それと、ちょっと時間がないんですけども、最後に1つどうしても付け加えたいのがあるんですけども、見守りをしてくださっている方からのご要望です。小1のお子さんがランドセルが重くて登校を嫌がっているということです。幼稚園、保育園上がりの小1の子どもにとって、毎日が耐久レースだと。以前、私もSNSに投稿しましたが、ランドセル症候群、9割の子どもが重い、その平均の重さが4.28kg。そして、3.5人に1人が通学時に肩が痛い、首が回らないと言っています。そういうきっかけで学校に行きたくない。現にその子もランドセルを路上に放置して、登校しなかったとのこと。

福岡の孫の小学校は、家で使わない教科書、タブレットは持ち帰らなくていいということになって、すごく今、楽そうにしていますけれども、ぜひ太宰府でも改善をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 馬場議員、あと一分少々ですので、ご注意ください。

教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 荷物については、今学校に置いて帰っていいという指導もしておりますので、私も今議員がおっしゃったのはどの学校かがちょっと把握できてなくて申し訳ないんですが、基本的には以前のように全てを持ち帰らせるという指導は今のところしていない状況があります。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ちょっと私のところに入った情報がそれだったので、お伺いしましたので、全学校にもしよかったら徹底をしていただきたいなと思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで14時44分まで休憩します。

休憩 午後2時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時44分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕



○11番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

4件あります。

1件目、生活のための交通手段の確保について。

2022年6月に、多様化する高齢者の生活ニーズに応じてほしいという趣旨で、タクシー代の補助の可能性について質問しています。そのときの回答は、近隣の状況も参考に調査研究するというものでした。

その後、昨年の西鉄バス宇美線、この夏の同じく星ヶ丘線と、路線バス維持の困難な状況を感じ知らされる出来事が続いています。沿線住民にとっては、それは寝耳に水と言っていいほど急に起きかねないということも分かりました。

一方、コロナ期に滞っていた地域公共交通計画の議論が活性化しており、貴重な指摘もなされています。あらゆる交通モードの総動員、きめ細かなニーズの把握の重要性などです。

市内の公共交通というと、まほろば号というのがまず思い浮かびますが、その持続可能性に市が危機感を抱いているのは、今月広報の特集からも明らかで、その危機感を踏まえた上でのニーズの把握や対策は喫緊の課題です。高齢者だけの問題ではなく、障がいのある方にとっての明日の我が身のあなたの問題でもあります。

市内公共交通の維持は、タクシーなど既存の交通手段の活用も視野に入れて考えるべきことと思われ、改めてタクシー利用の補助を訴えます。市の見解を伺います。

2件目、歴史スポーツ公園について。

歴史スポーツ公園に関しては、公園の台帳整備のこと、利用状況のこと、寄附された倉庫のことなど議会でも幾度か不可解な点が指摘されてきました。全て問題の先送り状況ではないかと考えていますが、先送りは矛盾を深めるだけではないかとおそれます。

最近になって、公園台帳整備の事及び指定管理者が有料施設の予約時間以外の時間帯に施設対応していることについて、県庁から進言がなされたと耳にしました。どのような内容で、どのような形式で行われた進言なのか、またその指摘に対してはどのように対応するのか伺います。

3件目、正確には子ども条例と書くべきでしたけれども、子どもの権利条例制定を求める署名について。

6月の一般質問で、市民からの署名等による提言に対してどう対応するかと尋ねました。内容に応じて適時適切に対応するとの副市長の回答でした。私からは、組織的な検討を行い、提案者や市民も交えて議論を進めるなど手順、手はずを示し、公の議論とすることで、市民の熱意に応じてほしいと述べました。すると、市長自ら、まずは提案された市民の気持ちに敏感でありたい。また、子どもや学生からの提案にしっかり予算をつけてやっていくということもしてみたいと補足されています。

現状では、さきの内容に応じという部分で、市長の意向が影響することになるでしょう。私

としては、自分の経験から、それは6月に述べましたが、それをもう少し客観化、制度化することを念頭に置いて行ったのが6月の質問でした。

さて、この8月に、子どもの権利条例ですが、これが正確には子ども条例の制定を求める署名が、副市長を通じ市長の元に届けられたと聞きました。安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、意見を表明する権利、これらをうたう子どもの権利条例は、6月に市長が補足された内容や、シングルマザーの支援を具体的に打ち出した太宰府市の方向性ともとても親和的な提言です。署名活動が行われたということで、内容が秘すべきものでないことも既に明らかです。内容に応じて次のステップに進む条件はクリアしているように思います。市民との協働を可視化するよいチャンスでしょう。まずは、署名の提出者にどう回答していくつもりかを伺います。

4件目、自衛隊への個人情報提供について。

太宰府市は、今年度も18歳もしくは22歳となる市民の住所、氏名、年齢、性別を自衛隊に提供しました。この件に関しては、国の法令解釈や事務執行が矛盾だらけと言うほかなく、私の見解ですが、にもかかわらず、唯々諾々とそれに従う自治体の姿勢は、地方自治の精神の対極にあると言わざるを得ません。

1つだけ資料に基づいて例を挙げます。普通、閲覧と提供は意味が異なりますが、これは令和3年度のことなのですが、防衛省は閲覧の名目で提供を求めています。大人のすることとは思えません。そんなことが、18歳の青年を念頭に言いますが、まさにこれから成人になろうとする若者を対象として行われています。君たちは一人前だと言ってあげるべきときに行われています。日本の未来を担うという言い方は先ほど馬場議員もされたように思いますが、日本の未来を担う若者を愚弄しています。あまりにも軽んじています。個人の軽視は社会の退廃につながると危惧しています。

市が若者に敬意を持って臨んだのか、2点確かめたいと思います。

1つ目、ホームページ等で個人情報提供のお知らせが行われました。が、それは17歳の若者であれば、誰でもストレートに十分に理解できるように心がけた内容であったのか、伺います。

また、自分を特定するに足る情報が知らぬ間に第三者に渡されるのと、理解した上で渡されるのと、どちらのほうが市民にとっては望ましいと考えるか、市の見解を伺います。

以上です。再質問は議員発言席で行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1件目の生活のための交通手段の確保についてご回答いたします。

地域公共交通は、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性、活力のある地域の振興を図り、さらには観光分野においても欠かせない移動手段であります。

本市では、今後予想される人口減少の本格化や高齢者の運転免許の返納増加、運転手不足の

深刻化など、公共交通の維持、確保は容易ではないものと認識し、早期に地域公共交通計画や総合交通計画の策定に着手しておりましたが、予期せぬコロナ禍により中断を余儀なくされ、昨年度、課題解決に向け議論を再開したところであります。

国、県、公安委員会、交通事業者、自治会の代表者、観光関係者、識見を有する方々などで構成しております太宰府市地域公共交通活性化協議会は、昨年度と今年度で複数回開催しており、今年度の地域公共交通計画策定に向け、議論、検討を重ねておりますので、タクシーの活用など具体的な交通施策につきましても、総合的な施策体系の中で検討してまいりたいと考えております。

なお、タクシー利用の補助につきましては、心身に重度の障がいのある人の社会活動の範囲を広げ、日常生活の利便を図ることを目的に、タクシー利用料金の一部、初乗り運賃を助成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。地域公共交通活性化協議会の記録は、私も読ませていただきまして、そこでも言いましたけれども、なかなか興味深いものであったと思います。

そこで、ご回答についてまずちょっと質問ですけれども、末尾のほうで、タクシーの活用など具体的な交通施策については総合的な施策体系の中で検討してまいりたいということでしたけれども、この場合、総合的な施策体系というのは、この計画のほかにも立地適正化計画とか総合交通、ちょっと正確な名前は忘れちゃったけれども、それらを含めて総合的な交通政策体系の中で考えるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） ほかに今回、地域公共交通計画とはちょっと違いますが、総合交通計画というのがございまして、もちろんそれとも関連はございますが、地域公共交通計画の中で、一応今のところ基本方針として、誰もが使いやすい公共交通の構築、そして持続可能な公共交通の構築ということで、今それぞれ案でございまして、目標、またそれに対する成果指標とか、あと施策等を今検討しております。この中で、国のほうも考え方としては、まずは既存のエリア地域の輸送資源を最大限活用しながら、この計画策定といいますか、この目標をということでうたわれておりますので、そういう方向性で協議会の中で今議論を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ということは、少なくとも取りあえずはこの計画の範疇で考慮していくことが可能であろうという意味だと理解しましたけれども、最後の部分で、心身に重度の障がいのある人の社会活動の範囲を広げということでしたけれども、これは社会活動の範囲を広げることに大切さを置いてのことだと思うんですが、ということは、社会活動に困難を覚える

ことが、交通環境の事情で困難を抱えているという人があった場合には、同じような施策を取る可能性は否定はできないというふうに取りあえず考えておいてもよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 地域公共交通のまず計画でございますが、まずは地域にとって望ましい公共交通の在り方と申しますか、サービスも含めたところでの在り方を示すマスタープランという位置づけになりますので、その先の細かな例えば施策につきましては、先ほど申しましたように、今既存の福祉の部門で対応しているような施策とも組み合わせながらということにはなるのかというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 昨日来、様々な質問の中で、市民のニーズを調査するというのが、長谷川議員が交通に関しても言われていたかと思えます。そのほか障がい者、高齢者の方々について、あるいは一般には市民意識調査のことで出てきたかと思えますけれども、この活性化協議会の中で、繰り返しと言っていいぐらいだと思えるんですけども、細かい具体的なニーズをしっかりと把握することが、これからの交通政策というか、公共交通を形成していく上ではとても大事だということが言われていたかと思うんですが、そのときに事務局説明で、策定までは市民参画という観点でいうと、パブリック・コメントは予定しているということでしたけれども、細かい実情を把握する、地区単位とか校区単位という以上に、もう町に入り込んでの調査のようなイメージになるかと思えますけれども、それはやるとすれば策定後になるというふうに考えておいてよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） いろいろそういう意見と申しますか状況、ニーズをつかむ方法は様々あるかと思えますが、今現状におきましては、パブリック・コメントは今、今後の見込みの中ではちょっと検討しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 細かい実質的なニーズを探るというのは、交通のことだけではなくて、地域共生社会をつくるというような観点からいっても、大切な手法になってくるかと思うので、ぜひそれは念頭に置いた上で計画策定、その先に向けて仕事をしてほしいなと思えます。

1つだけ紹介しておきますが、近隣ではありませんけれども、埼玉県和光市というところがやはり交通計画をつくり直す、交通体系をと言ったほうがいいのか、中で、限定的な形ではありますけれども、タクシーの補助、たしかバス停より300m離れたところにいる人というような限定で、そこには郵送でタクシー利用券を送付するというような試みもしている聞いています。交通が厳しくなることは分かっているだけに、細かいニーズに適應するという点では、そうした事例も参考に研究を進めていただければなと思えます。

1件目はこれで。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 2件目の歴史スポーツ公園についてご回答いたします。

歴史スポーツ公園につきましては、県民の方から歴史スポーツ公園について相談を受けた福岡県公園街路課の担当から、次の2点について連絡を受けております。

まず、1点目の歴史スポーツ公園の運動施設の面積を示すことにつきましては、公園台帳をより正確なものにすべきと公園街路課の担当からアドバイスを受けております。本市も既に公園台帳の整備の準備を進めていたところであり、できるだけ早く整えるよう取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 次に、2点目の有料施設の対応についてですが、こちらにつきましても、福岡県公園街路課の担当から連絡を受け、仮に適正に予約管理が行われていないならば、適正化に努めるようアドバイスを受けました。

当方といたしましては、これまでも指定管理者を通じ適正に予約管理を行ってきたところでもありますし、今後につきましても、多目的広場の適正な利用に努めてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） この質問は、進言の内容と、どのように伝えられたかということと、それに対してどう対応するかと、この3点きちんと答えられてくれば、基本的にはよしということなんですけれども、その上でちょっとお尋ねしますけれども、まず公園台帳整備のほうなんですけど、私、実際連絡を取られた方のやり取りなどをちょっと拝見させていただいたことがあるんですけれども、そこでは公園台帳の開示に応じられない状況というのが基本的にはよろしくないのではないかとことを県が言われていたかと思っておりますけれども、公園台帳の整備の準備を進めていたところだということで、準備が終われば開示できるということなんですけど、できるだけ早くということでしたけれども、いつ頃までにといようなめどは持って動いているのかということをお聞きします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 昨年度から公園台帳の整備といえますか、中身を点検して、これまでのいろいろな資料も含めて今精査を行っているところがございます。できるだけ、現状におきましては、今回の県からのアドバイスも含めまして、できるだけ早くというところで作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 私は専門家ではないので、どれくらい時間がかかるかということはおおよそ私からは言えないんですが、ただ古い施設であることを思えば、一刻の猶予もないということではあるかと思っております。

といいますのも、この件は倉庫のことを以前私も一般質問で取り上げたときに、こんなことではフェアなことができないということを言っていますが、客観的な情報の整理は、行政の公

平さを保つ基本前提だと思いますので、そのつもりで早急に整えていただきたいと、これは申し上げておきます。

有料施設の利用のことで、これは多目的広場のことだということは、形式上はここで初めて知ったことになるんですけども、伝えられた内容は分かりました。市の対応としては、これまでも指定管理者を通じ適正に予約管理を行ってきたところなのでということですけども、ということは、格段今後対応する必要はないという認識でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 先ほど申しましたのをちょっと補足させていただきます。

歴史スポーツ公園は管理人がおりまして、指定管理者の方に聞き取りを今回改めて行いまして、予約時間以外の使用はなかったということでの確認はしている中で、1点だけちょっとありますのが、議員さんも行かれてお分かりになるかと思いますが、多目的広場のほうに掲示板をしております。今日使われる団体さんの名前とかを書いているかと思うんですけども、ちょっと調べましたら、修正が、要はネット上の修正がありまして、それを書き換えるための時間差といいますか、そういうのがあったのをそういうふうにつえられているんじゃないかということで、私どもが調べる限りはもうそこまでしか分かりませんが、一応そういうことで、今後はこのようなことがないように、時間差がなるべくないような手続をもう少し考えていこうということで、指定管理のほうには話しているということです。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 多くの時間があるわけではないので、一言だけ申し上げておきますが、恐らくは、私、質問の文章の中では、施設対応が時間外にというような書き方で、必ずしも予約管理だけの話ではないのではというつもりで言葉を選んだんですけども、予約されている時間外に、これは以前にも議会で出てきたことがあろうかと思いますが、鍵の対応であるとか、施錠を解くとかといったようなことも含めて、単なる予約管理ではなくて、実態として使えるような対応というようなことが含意されたように思いますので、そこは県では確かめようのないことでしょうか、市としてちょっとしっかり見直しをしていただきたいと思います。

この質問についてはほかにも言いたいことはあるんですけども、最初に内容と形式と対応を答えていただければよしとしたというのは、私自身は一切そのことを質問の中で言わなかったもので、市が自らの口でこういう問題があって、これにはこうすると言ったという形にさせようと思った質問ですので、責任を持って、時を置かずに対応を進めていただきたいと思います。

その上で、みんなが納得する公園づくりに、公園のことは施政方針の中でも言われていたもので、新しい在り方を模索すると。ぜひその基礎準備を今年度中にはできるというぐらいのつもりでやっていただかないと、施政方針に申し訳がないかと思しますので、頑張ってください。

2件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 3件目の子どもの権利条例制定を求める署名についてご回答いたします。

本市では、平成6年に人権都市宣言を行い、翌年に太宰府市人権都市宣言に関する条例を制定しました。また、子どもの人権問題についても掲載しております平成22年策定の太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針を令和4年12月に改定し、時代に沿った人権施策の取組を明らかにし、市としての子どもの人権を守る具体的な取組を打ち出しているところです。

子どもの権利に関する条例につきましては、本年度重点事業として、基本目標、太宰府の底力総発揮構想の下、条例の制定に向け検討を進めていくこととしておりまして、まずは庁内の組織を横断した関係課会議を立ち上げ、条例制定を前提に、専門家や当事者である子どもたちの意見をどう取り込んでいくかなど、具体的な策定手順の検討を始めてまいる予定としております。

また、このような市民の皆様からの要望につきましては、可能な限り誠実に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。先ほど馬場議員が質問してくださったので、あらかたのことは分かっているので省略できてうれしいんですけども、省略することができないところがありまして、最後、誠実に対応してまいりますということでしたけれども、条例制定を前提に動くということは、もう明言されているのでいいのですが、今回私が前回に続き取り上げたのは、実際に署名を出された方がいるというのがあるので、市が誠実に動くというのは、内容的には誠心誠意やるというふうな回答であったと理解していいと思うんですけども、形の問題ですが、ちょうど市のこのタイミングで町なかからも声を出してくださった方に私は返事をすべきだと思うんですけど、どのような回答をいつ頃ならできそうかというようなことを、まずは、これは市長からになりますかね、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 正式に何かルール化を図ったわけではないんですけども、ちょっと今回改めて、署名を受けたことをどのように管理といいますか、決裁といいますか、そういうことをどのような形で受け付けた形にするかということからまた改めてちょっと話したところです。今までは実は署名簿にそのまま決裁マークをつけて押すような形だったんで、いただいたものに直接押すというのも失礼な話かなと私も思っていたものですから、そういうことをまず表書きを作って、まずは受け取ったという形にすることから始めています。

そうした中で、やはりどのような形で答えていくかということなり、進めていくかということ、事案にもよって異なってくると思いますが、いずれにしても、やはり前回の議会で

も申しましたけれども、わざわざそのような形で署名をお集めいただいて、そうした思いを持って市民の方から、これはお一人であろうが複数であろうが私は変わらないと思っているんですけれども、そうした方々にどのような手続でお答えをし、最終的に結論といいますか、形にしていくか、これは非常に重要なこと、大事な手続だと思っていますので、進捗も見ながら、どのような形でしていきたいかを誠実に考えていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ということであれば、実質的な今後どうしていくということは、今回こういう形で返事をいただいたようなことにはなろうかと思いますが、もう一つだけちょっと、1つだけかな、伺いますけれども、具体的な策定手順の検討を始める予定だということですが、今年度の基本構想から考えていたというように馬場議員に対する回答であったかと思うので、年度内で、策定手順の検討までは少なくとも年度内には終わるのかなという気がするのですが、そのようなペースで、今何と言われましたっけね、庁内の組織を横断した関係会議などが立ち上がり、いついつまでにここまではというような話にはなっているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 実は、数年前からビジョン会議の中で委員の方がかなり提案を真摯にされておられまして、そうした中でやはり重要な観点だということは常々我々も共有をしてきておりました。そうした中で、まずは条例も大事なんですけれども、子どもの立場でいろいろな居場所づくりなりそうしたこと、まずは実際のそうした場づくりをしていこうということにまずは重きを置いてやってきたところなんですけれども、そうした署名なり議会での度々の提案の中で、やはりそうしたものを形にすることも重要だということを改めて思っているところでありますので、形づくりは年度内に十分できると思いますし、ただ実際に条例がどういう段階で皆様にお示しできるか、その前にどのような形でご意見を聞いていくかなども大切な視点だと思いますから、そうしたことも、ほかの様々な課題もありますので、そうしたことも全体的に見ながら進めていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） まずは実行からというお話だったので、その後、条例をつくるということは、形にしておいたものをきっちりと後に残していくという意味合いを持つかと思うので、であるならば、庁内では既に話し合いが始まっているということですが、町なかの理解というのがやっぱり大切になろうかと思っておりますので、子どもの意見をどのように取り組むかというようなことも含めて考えているというお話は先ほどもありましたけれども、やはり、これは以前もここで言ったことがあるような気がしますが、子どもの権利は大人に責務を生むという考え方があるようですので、大人の理解も深めることが不可欠かと思っております。でないと言算がつかせませんから、そういう視野でやっていただきたいと思っております。

今ここで部長や市長が言われた内容というのは、公式なことではなくても、こういう心積も



りだよということと、年内に体制をとるか、手順とか、までは何とかなるということも言われていましたので、そこはぜひ署名をされた方に早めに伝えていただければ、彼ら彼女らもそれを受けての動きということができるというふうになろうかと思っておりますので、そこはぜひよろしくお願いいたしますと思います。

そうですね、幸いにして筑紫女学園大学の学生さんたちなど、市内には積極的に力になってくださる方々もたくさんいるので、ぜひ町なかのみんなの財産にできるような条例づくりに進んでほしいと思います。

3件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 4件目の自衛隊への個人情報提供についてご回答いたします。

まず、ホームページ等で個人情報提供のお知らせが行われましたが、それは17歳の若者であれば誰でもストレートに十分に理解できるように心がけた内容であったのかについてですが、市のホームページにおいて、当初は5月22日に、5月23日から6月14日まで除外申請の受付を行う旨、公表いたしました。より多くの市民の皆様へ周知できるよう、7月28日までに受付期間を延長し、広報「だざいふ」7月号等での周知も行ったところです。

なお除外申請に当たりましては、対象者本人のみならず、法定代理人または法定代理人以外の代理人からの申請の受付も可能といたしたところです。

実際に申請があった方の内訳といたしましては、18歳になる方8名、うち代理人からの届出8名、22歳になる方6名、うち代理人からの届出1名、合計14名となっております。

これらの結果も踏まえ、17歳の若者であれば誰でもストレートに十分に理解できるように心がけた内容であったのかのご質問についてですが、理解しにくい等のご指摘については真摯に受け止め、市からのお知らせをする際には、市民の皆様のご意見を参照し、伝わりやすいように工夫してまいります。

次に、自分を特定するに足る情報が知らぬ間に第三者に渡されるのと、理解した上で渡されるのと、どちらのほうが市民にとって望ましいかのご質問についてですが、国または地方公共団体の機関からの住民基本台帳の閲覧は、事後であります。年に1回の閲覧記録の公表が法的に求められているため、当市も毎年公示を行っており、今年度からはホームページでの公表もいたしております。

今回除外申請制度を設けたことで、市民の皆様のご理解をよりいただくとともに、提供を希望されない方への可能な限りの配慮を行った次第です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） その前の発言席できつい表現を用いましたが、これは市に対する注文と、国のやり方に対する激烈な怒りとあるので、それを両方入れていますので、激烈な部分はどちらかという国に向けられたものだと思って聞いていただければいいかなと思います。

言いたいことはもう幾らでもあるので、ごくごく限ったことしか聞きませんが、まず

回答に対して感想を一言だけ言っておきます。まず、1点目の質問として書いたストレートに理解できるのかというのは、これは伝え方の工夫ではなくて、内容が文句なしのものなのかという意味です。選挙権を持つ年齢の人に読んでもらうので、ごまかしがあってはならないという意味合いの質問ですので、それについては後で述べます。

2つ目の質問は、では、要するに読み手が1つ目の質問で想定しているはずで、若者ですね。彼らを一人前として扱うのかということですね。これから大人になる彼らに、自分の判断で自分の情報を伝えるのがいいというのか、それとも知らぬ間に行くのがいいのかという質問です。これはわざと子どもの権利条例の後に置いた質問でして、子どもの権利をしっかり身につけて18歳を迎えた子どもに対して、私だったらこんなことはしないというつもりで、これを後に置いています。

それだけ述べた上で、ホームページやSNSということで、取りやすいのでホームページの文章を持ってきているので、ちょっと質問しますね。その伝えた内容についてです。自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供についてと、これですけれども、まず最初の一文だけ私が読みます。自衛隊は、地方公共団体と協力して、被災地支援などの公益性の高い重要な任務を担っており、自衛官の募集に当たっては、太宰府市も法定受託事務として協力を行っています。これは、昨日神武議員に対する市長の回答を、前半部分、自衛隊は云々というところはなぞっているような内容になっていますけれども、まず末尾の太宰府市のことで、太宰府市も協力を行っていますということですが、この協力とは、対象者情報を提供しているということを示して協力だと書いているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私もちょっと改めて今回、6月議会からもですけれども、担当なり自分なりに調べていますけれども、要はこの協力は、名簿のもちろん今回の提供もそうですけれども、例えば看板の設置であるとか、そういう募集のパフレットの配架であるとか、そういうのも含めて協力ということで捉えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 法定受託事務として協力を行っているということなので、それらの協力は全て法定受託事務として行っているという文章だと理解してよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 市長がご答弁申し上げました内容は、法定受託事務として行っている内容でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 情報提供についてもそうだとということですね。

では、17歳になったつもりでこれも持ってきたんですけれども、法定受託事務、この中にも説明があります。高校生向けの用語集ですね、現代社会の。ちゃんと地方分権一括法の後の内容になっています、古本ですけれども。ちょっと説明に不満があるんですけれども、それは置

いという、法定受託事務と、恐らく高校生は調べますね、自分のことだと思えば。法定受託事務とは何かということをまず説明していただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 国が果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律またはこれに基づく制令に特に定めるものと認識いたしております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） たしか今のは地方自治法の表現ですかね。総務省が法定受託事務を説明しているものが、検索すると大抵真っ先にかかってくるものがあるんですけども、その中に幾つか今のに加え、その解釈だということになるろうかと思えますけれども、必ず事務処理が義務づけられると、法令によって、という内容が書いてあるはず。法令のことは今高原部長が言われましたけれども、必ず事務処理が義務づけられると。これは義務づけられるのは誰かということをまず教えていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 国からの義務づけということになるろうかと思えます。

（「誰に」と呼ぶ者あり）

○市民生活部長（高原寿子） 地方自治体ということです。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 先ほど部長の説明にありましたように、国としての事務なので、言ってみれば統一的な扱いが求められると。ということは、自治体によって差があることが法定受託事務で行われてはおかしいのではないかと思いますのですが、これ、地方自治法の基本中の基本の事柄なので、市長以外の方に答えていただければ。というのは、自治体が義務づけられるということは、法律上は市長がということになって、市長は当事者ですので、事務方のどなたか自信を持って答えられる方に、法定受託事務がまちによって取扱いが異なることがあり得るのか、説明していただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 戸籍事務であつたりとか国民年金事務であつたりとか、自治体によって違いがあつてはおかしいという話になるろうかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 要するに自治体によって違いがあつてはならないということかと思いますが、ということは、各まちの行政組織、執行部であるとか市長が、それぞれの判断で対応を変えるということは想定されていないと理解してよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） おっしゃられるとおりでと認識しております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 昨日、神武議員に対する回答に、今回名簿を提出したということについて、市長の判断で行ったというご回答があったかと思いますが、今の自治体による差異が基本的にはないはずだということと、昨日市長が自らの判断で今回の提出を判断したと。実際、合議した記録がこの件に関しては一切残っていないので、合議した跡はないということは、法律によって対応が自動的に決まったか、もしくは市長が言われるように市長の判断で行われたかどちらかですが、両者は矛盾すると思うのですが、30秒ほどで説明できる方がいれば、ぜひ説明していただきたいと思います。矛盾なので、簡単をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 30秒で、ちょっと超えるかもしれませんが、今回本当に職員ともかなり話は、今回の答弁なりそういうことに対してしてきまして、やはり公務員的というか、担当としましては、情報を提供するという自体は一緒のことなので、閲覧にしても紙の提供にしても、もっと言うとデータの提供にしても。ですからそこは一緒だと、情報の提供は一緒なんだと。一方で、その出し方がそれぞれちょっと異なりますので、その判断として紙で出すという判断を私としてしたというような説明であります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 法定受託事務が全国で統一的な処理を確保するというのであれば、その法定の中で、もしくは施行令になろうかと思いますが、これから言う内容であれば、紙とかなんとかそういうことは問わないと、延々と二重三重の括弧の中で普通法令は書きますね。なので、それは市長が気にされる、判断する必要は恐らくないと思います。自衛隊法ほかのところを読んでも、非常に細かく書いてありますので、ここだけそんな曖昧——実はもっと曖昧なところがあるんですが——なことはまずあり得ないだろうと。そんなこと言わなくても、法定受託事務の定義と昨日の説明とで明らかな矛盾だと思います。

私は、市長の判断内容をどうこう、個人的な見解は先ほども言いましたけれども、判断内容についての是非ではなくて、市長が判断したということ自体が間違いであると言っておきたいと思います。地方自治体としてはあってはならないこと、これが一番言いたいことです。

もう一つ、幾らでもあるんですが、先ほど読んだ続きで、自衛隊では、毎年募集対象者に対して募集案内を送付していますと書いています。この文章は送付と書いてあったり、配布と書いてあったり、郵送と書いてあったり、表現がばらばらなんですけど、どういうふうに使われているんでしょう、18歳、22歳の若者の名前が。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 自衛隊の方からはポスティングで配布しているというふうに伺っております。

すみません、ご指摘のホームページにつきましては、ばらつきがありましたので、点検させていただきますと考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ポスティングということですね。多々言いたいことはあるんですけども。それでは、この提供のありようについてなんですけれども、1,400ほどの名前が提出されたということなんですけれども、自衛隊が希望している数、希望するとしてきたのは約2,000と、これは記録を見させていただきました。令和2年かな、まだ提供する前の閲覧のときですけども、閲覧した数が600幾らだったと思います。これは先ほどの解答にもあったように公表されていますので。閲覧で600得ていたもので2,000欲しいとって1,400と、数字に大きな開きがあるんですけども、住民基本台帳法で目的外利用というようなことにたしかになっていたかと思うんですけども、必要な限りにおいてという書き方があるはずなんです。必要な限りで目的外利用が認められるということなので、全員を出す必要があるのかということと、ポスティングであるならば、ちゃんと全員にポスティングされているのか、そのことについて自衛隊に確かめたことはあるでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） ポスティングをしているということについて確認を行ったことはございません。お伺いだけでございます。

人数の違いでございますけれども、令和2年度は高校生男女ということを対象で、その後につきましては17歳、22歳です。対象としているところの人数の違いでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） もっときっちり確認していただきたいと思います。どのように使われるかですね。ポスティングだということは、その人がどのようなところに住まわれているかということ、自衛隊さんが第三者にポスティングを依頼するということは多分ないと思いますので、あるべきではないという気がしますので、自自行かれていると思いますから、だとすれば、これは実際にどのようなところに住んでいるかを見るということ、でなければ郵送でいいので、考えられているのかもしれないと、私が高校生だったら思います。

そういうところを配慮していただきたいんですが、と言った上で聞きますけれども、住民基本台帳法というのがありますが、市が管理している住民基本情報は住民基本台帳法の下で管理しているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 議員がおっしゃられたとおりだと認識しております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 以前は自衛隊は、住民基本台帳法に基づいて閲覧請求というものを出していました。書類を見させていただきました。去年と今年は住民基本台帳法には一言も言及もなく、自衛隊法に基づいて資料として要求すると、申請するということになっていますが、住民基本台帳法でこれが提出することが可能かということについては合議がなかったようですが、合議としては、会議としてはなかったようですけども、住民基本台帳法は提出を可能だというふうに、法定受託事務であると認めるのならば、どこかしらで出せるというふうに書い

てあろうかと思うんですが、その点についてご教示いただければ。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 令和3年2月5月の防衛省、総務省の連名で、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてと題された通知の中で、住民基本台帳の一部を写しを国へ提出することについて実施可能であることが書かれております。これに基づきまして本市の判断をさせていただいたところになります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 技術的助言と言われるものであったかと思えますけれども、私が先ほど聞いたのは、住民基本台帳法は提出を可としているかという質問です。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 通知の中に住民基本台帳法ということで書いてございますので、そのように認識いたしております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 私は住民基本台帳法の文言で尋ねたので、それに対して通知で回答されるということであれば、住民基本台帳法は読まれなかったのかと思わずにいられないんですけれども、繰り返しますが、住民基本台帳法上、住民情報の提出は可能なんでしょうか。第11条だと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 住民基本台帳法第11条の規定に閲覧がございます。今回の提供につきましては、その閲覧の中に含まれるというふうに解しております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 閲覧であるにしても、自衛隊側から提出の申請書というのが来ているかと思いますが、その申請書の書き方の例示の中に、法令上、何に基づいたこのような事務に、法令上、この根拠に基づいて提供を申請するというようなことがあります。先ほど言ったかと思えますけれども、そこに住民基本台帳法は文言はなかったはずなんです。令和4年と令和5年は。ので、であれば、自衛隊側としては、住民基本台帳法を考慮することなく、自衛隊法とその施行令のみに基づいて、住民基本台帳法の下で管理されている住民基本台帳の情報を申請したと、文書上はそうになっているかと思えますので、確認しておいていただきたいと思えます。

以上、細かいことを述べましたけれども、端的に言うと、地方自治体としては、国が求めてきたことについて、これは法定受託事務とは言えないだろうということを最初に申しましたけれども、であれば、自治事務として自分たちの自治体で法令を解釈して、これはやっていいことなのかどうなのかと判断すべき事柄だと思います。

今回、除外申請を設けるに当たって、きっかけの大きなものに5月11日の西日本新聞の報道があったかと思えます。まず間違いなくあったんだろうと思えますけれども、そこで、長崎県

大村市だったと思いますが、大村市は、先ほど高原部長が言及された通知を出す前に、地方からの要請ということで通知を出してほしいという自治体と、法律上はっきり定めてほしいという自治体とがあったんですね。法定受託事務ということであるならば、後者の法律で定めるということを国がしていれば、今回出たとしても、悔しいけれども仕方ないと私でも言うんですが、国は通知で済ますということをしています。

私見では、法律としてつくることはできないという判断をしたんだと思いますけれども、大村市は通知だけでは対応できないと。でも、この時点で通知に従って出すことにしたというまちなりもありましたけれども、対応が分かれたと。つまり、法定受託事務とは言えないと。それは先ほどの通知が技術的助言というふうに明記されている点からも、これは自治事務に対して出されるものなので、法定受託事務ではあり得ない。自衛隊が何と言おうと、地方自治法と例えば住民基本台帳法とか自治体が依拠する法律にのっとれば、そう言うしかないレベルの内容だと思います。

この説明はちょっと物足りなさを感じたとは言いましたが、高校生でも関連する条文を1時間読めば、恐らく私と同じ結論に達すると思います。それぐらいははっきりしない根拠によって未来を担う若者の住所と名前が出され続けるということは、自治体としてあってはならない。それは法的な問題ではなくて、町が市民を守ってくれなかったら、誰か守ってくれるんですかと。

防災とかの話もありましたけれども、同じようなレベルの問題だと思います。国の言いなりにはならず、ちゃんと自分たちで法律を読んで、これでいいのかということを議論してほしい。それは、今回この前に3件言いましたが、その全てに共通して感じていることでもあります。

幾らでも言いたいことはあるんですけども、この辺にしておきたいと思いますので、来年もし提供するという判断をするのであれば、私を完璧に論破してからやっていただきたいと思っています。

これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで15時50分まで休憩します。

休憩 午後3時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔3番 今泉義文議員 登壇〕

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問させていただきます。

1件目は、高齢者の詐欺被害や消費者トラブルについてです。

警察庁によりますと、特殊詐欺の件数は平成29年をピークに減少傾向が続きましたが、令和2年から増加傾向に転じています。令和4年では、65歳の高齢者が特殊詐欺に巻き込まれる割合が68%を超えています。また、給湯器の点検商法や、火災保険が使えると誘う住宅修理契約トラブルなど、高齢者が様々な詐欺や消費者トラブルに遭遇するケースがあります。

前半の特殊詐欺につきましては、6月の定例会で橋本健議員が質問され、執行部からご回答をいただいていますので、今回の一般質問では、後半の消費者トラブルについてお聞きします。

今回この質問をさせていただくのは、市民の方からのご連絡によるものです。知り合いの方が、給湯器の点検で業者が訪問してきて、高い金額を請求されたということでした。最終的にはその契約はなかったものにできたということで、支払いは発生しなかったとのことでした。

その方は、市役所2階の消費生活センターにも相談に行かれたとのことでした。業者が言葉巧みに説明するから、高齢者世帯はつい契約してしまうんだよと言われていました。給湯器の件については、少なくとも3件は聞いたとのことでした。ほかの先輩議員と話をしていましたら、給湯器の電話がうちにもあったわよと言われていました。近隣で給湯器点検修理に関する電話連絡、訪問が起きているようです。

高齢者が詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないようにするという観点から、2点伺います。

1項目め、本市における高齢者の詐欺被害や消費生活相談の現状について。

2項目め、市民が詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための市の対応について。

2件目は、防火体制の整備についてです。

世界各地で山火事が相次いでいますが、鎮火のために手を施すことができない状況に陥っているように感じています。

市民生活の安全・安心も大切ですが、太宰府市には有形文化財としての建造物が13件あります。路地が細いところも見受けられますので、消防車が入って消火活動ができるのだろうかとも思います。万が一、火災が発生した場合、それらの文化財を守ることができるのかという思いから、2点伺います。

1項目め、有形文化財の建造物周辺の防火体制の現状について。

2項目め、防火水槽などの設置計画について。

以上、よろしくお願いたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 1件目の高齢者の詐欺被害や消費者トラブルについてご回答いたします。

まず、高齢者の詐欺被害について回答いたします。



1 項目めの本市における高齢者の詐欺被害の現状についてですが、筑紫野警察署管内における本市の特殊詐欺件数は、令和 2 年が 5 件で被害額が約 1,120 万円、令和 3 年は 13 件で約 1,480 万円、令和 4 年は 5 件で約 200 万円、令和 5 年は 1 月から 6 月までが 3 件で約 300 万円となっております。

被害の傾向といたしましては、福岡県内で 65 歳以上の特殊詐欺被害者は令和 2 年が 71%、令和 3 年は 89%、令和 4 年は 77% となっており、高齢者の方々が圧倒的多数を占めております。

このような現状を踏まえ、今後につきましても筑紫野警察署と連携を取りながら情報収集に努め、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2 項目めの市民が詐欺に巻き込まれないようにするための市の対応についてですが、昨今の情勢を踏まえまして、市民の防犯意識の向上と啓発活動に取り組んでおります。まず、防犯意識の向上のため、市のホームページへの掲載のほか、防犯専門官による出前講座、広報「だざいふ」の防犯だよりの活用、校区ごとの防犯防災部会においての情報提供、さらには筑紫野警察署、筑紫野・太宰府防犯協会、警友会と合同で、年金支給日である偶数月の 15 日に市内の銀行入り口において啓発品やチラシ配布などの街頭啓発を行い、注意喚起をしております。

今後も引き続き関係団体と連携し、先進事例などの情報収集を行いながら、積極的に防犯活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 続きまして、高齢者の消費者トラブルについてご回答いたします。

まず、1 項目めの本市における高齢者の消費生活相談の現状についてですが、消費生活を取り巻く環境は、情報通信技術の高度化、国際化等により大きく変化し、様々な新しい商品やサービスが次々と登場しており、そうしたことから、消費者トラブルは誰にでも起こり得ることと言えます。とりわけ、高齢者や障がい者の消費者トラブルは、発見が遅れることで深刻な被害になりがちで、消費者トラブルに巻き込まれた場合、財産被害による生活困窮につながり、その後の生活が成り立たなくなる事態にもなり得ます。また、被害に遭った自分を責め、心に傷を負い、家族や周りの中で孤立する状況を生むなどの精神的被害を負うこともございます。

高齢者の消費生活相談の現状であります。本市の消費生活センターに寄せられる相談者や当事者の多くは高齢者であり、令和 4 年度は全体 500 件の相談の約半数が 60 代から 90 代の方からの相談でありました。

給湯器の点検商法に関する相談につきましては、昨年度は 1 件でありましたが、今年度は 7 月中旬から徐々に相談が寄せられ、特に 8 月上旬から中旬にかけて相談が増えてまいりました。これまでに 18 件の相談が市消費生活センターに寄せられております。相談内容は、いずれも契約後の契約解除に関する相談でありましたが、一部はクーリングオフの期間経過後に相談をいただいております。契約解除に至らない事例もございました。

また、火災保険で屋根の修理に関する契約解除の相談につきましては、2 年前の令和 3 年 8

月に1件ございまして、相談いただいた後、クーリングオフにより契約解除に至っております。

次に、2項目めの市民が消費者トラブルに巻き込まれないようにするための市の対応についてですが、消費者トラブルに巻き込まれないようにするために、まずは未然の防止が重要でありまして、迅速な対応や注意喚起に併せて、早い段階からの消費者教育や消費生活の話題に触れる機会づくりが必要であると考えています。市の対応であります。市消費生活センターに専門の相談員を配置し、相談を受け付けているほか、市ホームページや広報にて、トラブルに巻き込まれないための注意喚起を行っております。

また、民生委員、ケアマネジャーや保健師、自治会や隣組など、消費者トラブルの見守りにご協力いただいている関係者や団体を所管します市内の関係部署にて消費者安全確保地域連絡会議を設置しており、トラブルに関する事例などの情報を共有し、部門を超えた密接な連携を図っています。

そのほか、消費者啓発活動といたしまして、今年度は消費生活センターの相談員による出前講座、見守りに協力いただいております関係者を対象とした講演会の開催、市民を対象といたしました街頭啓発や公共施設でのパネル展の開催を予定しているところです。

給湯器の点検商法に関する市の対応であります。まずは注意喚起のチラシを作成いたしまして、8月下旬から関係課窓口での配架のほか、地域包括支援センターのプランナーや保健師が高齢者宅を訪問した際に配布するとともに、各自治会には隣組回覧板にて周知をお願いしているところです。さらには、広報10月号にも、点検商法によるトラブルに巻き込まれないための注意喚起の記事を掲載することとしております。

今後も消費者トラブルに巻き込まれた場合や不明な点がある場合は、市消費生活センターにご相談いただくよう周知啓発に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございました。消費者トラブルに関してでございますけれども、今回給湯器の件で相談があったとき、私も市のホームページを拝見させていただいたんですよ。そうしましたら、給湯器の訪問販売の相談が急増しています。突然給湯器の無料点検をしているとあって訪問や電話をし、点検の結果、経年劣化をしている、新しい給湯器に交換しないと危険。給湯管がさびている、このままだと壊れるなどの不安をもち、高額な契約をさせる点検商法の相談が市内で急増しています。これはもう素早い対応だなと私、思ったんですよ。

ただ、このホームページなんですけれども、ホームのところから分類で探すとか、だんだん下のほうに暮らし情報、防災・防犯・安全、そして消費生活とだんだん中に入っていくと分からないホームページということで、せっかくホームページに掲載していただいているんですけども、高齢者の方がまず見るんだろうか。やっぱり告知としては、ホームページは簡単なツールかもしれませんが、私は本当はチラシとかを使って、隣組とか自治会とかで回

してくださいと言いたかったんですけども、もう既に対応していただいているということで、本当に今回はすばらしい対応をしていただけたなど、さすが太宰府市。日経BP社では、九州・沖縄では住みよい街ランキング1位を取った地域だと思いました、私。市長の日記にいろいろ出てきて、日経BP社の住みよいランキングとかというのがありましたので、中身を見させていただきました。

チラシができてしまったので、私が今後何を言おうかということもありましたけれども、そして今の説明の中に、民生委員さんとか地域の保健師さんとか、特殊詐欺のほうでしたけれども、金融機関で年金の偶数月にチラシを配布したりとかということで、このあたりもしっかり対応されているなという印象を覚えました。

私も、これは消費者庁から出されている高齢者、障がい者の消費者トラブル見守りガイドブックというのがあったんですね。こういう問題がどういうところで解決とか事例とかあるのかなというのをちょっと調査させていただきました。そうしますと、事例の中で、そういうトラブルが発生したときに、民生委員さんが気づいてトラブルを避けることができたとか、じゃあ、うちはそういうのができているんだろうかと思ったら、できていました。

それとか、高齢者の方って介護施設とかそういうところも利用されるので、ケアマネジャーさんとかホームヘルパーさんとかそういう方々が行って、大丈夫とか、何か新しい物が家に増えているけれども、買物したんじゃないのとかというのとかもあったりとかで、未然に防げたというような事例が書いてありました。

ということで、素早い対応をしていただきましてありがとうございますとしかもう言いようがないような形でございます。

そうしましたら、今回そういうチラシとか、民生委員さんとか地域、隣組の方とかというところで対応されましたけれども、例えば給湯器以外に高齢者の方から相談を受けたものとかございますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 市役所の2階に消費生活センターといって専門の相談員を配置しているところがございます、そこに寄せられた内容といたしましては、例えば通信のそのものの契約であるとか、あとはいわゆる通販と言われている通信販売ですね。それ以外には、住宅のリフォーム、修繕工事に関する契約、新聞の購読の契約、そういった感じの相談が寄せられているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、こういう消費者トラブルで、先ほどのお話の中でも年間500件でしたでしょうか。それから、65歳から90歳の方が関わっていらっしゃるところが約半数ぐらいあるというようなお話もありましたので、500件とかの件数を減らすんだったら、やっぱり高齢者の方々が引っかからないようにするということが大事だなというのを感じました。

私が壇上でお話しさせていただいたときも、今回私のところに連絡が来た方も、消費生活センターのほうに相談に行ったということですのでけれども、市が設置されていらっしゃる消費生活センター、相談員の方を配置して対応されているというお話もありましたけれども、開設時間とか、どんな曜日でやっていらっしゃるとか、そういうのがあったら教えていただきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 現在、開設時間、日時でございますが、年末年始、祝日を除く毎月曜日から金曜日の9時半から16時まで。相談は当然無料でございます、来所または電話での相談を専門の相談員が受け付けておるという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 私も正面玄関入って、エレベーターを降りて左側の2階の消費生活センターというところの存在はすぐ気づいてなかったんですね。市民の方も、困ったらどうしたらいいのかってネットで探したりとかあるかもしれませんけれども、この消費生活センターさんが2階にありますよとかというこういう案内とか告知とかというのは、何か方法を使ってやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 市政だよりに定期的に消費生活センターの消費者コーナーというのを設けておりまして、掲載をさせていただいております。その中で太宰府市消費生活センターの情報について掲載をさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、広報紙とかもよく見られる方もいらっしゃいますし、私、この一般質問とかを市民の方が動画を見たりとか、どういう質問があるのか、あ、消費生活センターの話をしているなどかというような感じで、何か市民の方の気づきになっていただければなと思っております。

また、先ほど話したときにも、契約したけれども支払わなくて済んだ、消費生活センターさんに相談したおかげでという話もしましたけれども、クーリングオフができたのかなというふうに思っております。こちら、クーリングオフに関してちょっとご説明をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） クーリングオフということでございますので、クーリングオフにつきましては、特定商取引法などを根拠にした制度でございます、一旦契約の申込み、契約締結した場合でも、契約を一回再考できるようにして、一定の期間であれば無条件で規約の申込みを撤回したり契約解除したりできる制度でございます。訪問販売や電話勧誘販売等による取引は8日間、連鎖販売取引等による取引は20日間などの期間が定められております。

しかしながら、クーリングオフができない場合といたしまして、通信販売での購入、自分の

意思で店舗などに行って契約した場合、それ以外で商品が3,000円未満で商品を受取代金として現金を支払った場合などは、クーリングオフの対象外となってしまいます。

クーリングオフの手続といたしましては、以前は書面で通知をする必要がございましたが、法律の改正によりまして、令和4年6月1日からメールやファクスでも通知ができるようになっている制度でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、クーリングオフも書面だけじゃなく、郵送物だけじゃなく、何か法律が変わったとかというのもあったようです。そういうところで、ぜひ消費生活センターさんのほうで、困った方とかの対応とかやっていただければと思います。

お話の中で、やはり高齢者の方も年金生活で切り詰めながら生活されて、トラブルに巻き込まれて、生活困窮に陥るとか、そういうところがあったりしますと、大げさかもしれませんが、先ほど家族の中で孤立するとか、じゃあ生きていてもしょうがないとかというところで、自分から命を絶つとか、ちょっと大げさかもしれませんが、そういうことも考えられますので、特殊詐欺とか消費者トラブルとかに巻き込まれないように、市のほうでお力を貸していただければと思っています。

民生委員さんとかケアマネジャーさんとか保健師さんとか、消費者安全確保地域連絡会議を設置しているということでしたけれども、その会議の中でよく出るような何か話の内容とか、そういうのがあったら、分かったら教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 庁内の関係の部署の9課で構成している協議会でございますが、やはり高齢者についての相談というのがよくございます。9課の中のヘルパーやケアマネさんとの関わりで高齢者支援課とかも入っておりますし、民生委員児童委員との関わりで福祉課、そういったものも入ってございますので、そういったところの情報連携をしながら、特に先ほど申しあげました500件のうちの約半数は高齢者ということでございますので、そういった情報共有を図りながら防止に努めているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。本当に巻き込まれないように、ぜひお力を貸していただければと思います。

1件目は以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 2件目の防火体制の整備についてご回答いたします。

まず、1項目めの有形文化財の建造物周辺の防火体制の現状についてですが、市内には有形文化財に指定された建造物は13件あり、そのうち8件が太宰府天満宮本殿をはじめとする可燃性の木造構造です。所有者は、太宰府天満宮4件、観世音寺1件、戒壇院2件、その他1件となっております。

文化財保護法は、昭和24年の法隆寺金堂の火災をきっかけに制定され、昭和30年より現在の文化庁及び消防庁が定めた1月26日の文化財防火デーが設けられておりますが、市では、これに合わせて毎年1月下旬に、文化財の所有者と行政双方の防火意識向上と防火体制の確認のため、文化財課、防災安全課、筑紫野太宰府消防組合消防本部、太宰府消防署、太宰府市消防団と共同で、危険箇所、防火設備、防火体制の点検と確認を行っております。具体的には、文化財の所在する現場ごとに査察を行い、輪番で放水を含めた消防訓練を実施し、査察結果について消防からの評価、指摘に基づき、現場ごとに改善を行っております。

このような積み重ねで現状では大事に至っておりませんが、文化財を長く守っていくために、文化財の所有者と共に防火に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 次に、2項目めの防火水槽などの設置計画についてですが、本市における消防水利の設置状況は、令和5年4月1日現在、防火水槽が271か所、消火栓が703か所となっております。ご質問の有形文化財指定の観世音寺、戒壇院の状況につきましては、北側の市道観世音寺本線のほうに消火栓が2基と、南側の県道筑紫野太宰府線に消火栓3基を配置いたしております。

また、消防署におきまして個別の消防活動計画を作成しており、1月下旬の文化財防火デーに合わせて、各施設の査察と防御訓練を実施し、緊急時に備えているところであり、新たな防火水槽等の消防水利の設置予定はございません。

なお、消防水利につきましては、太宰府消防署による市内全ての消防水利の点検を年4回行っており、破損等が見つかった場合は速やかに報告をいただき、改修等を行っております。

今後とも消防署と密に連携し、万全の防火体制を図ってまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございました。今回この質問をさせていただいたのは、戒壇院をお世話に行かれている方のほうからいただいたものだったんですけども、その内容は、太宰府の重要文化財の中の要的な存在である観世音寺、戒壇院の防火対応についてどのように考えていらっしゃるかというようなものでした。現在、戒壇院、観世音寺ともに水道が通ってなくて、そのため防火水槽がありません。非常のときはどうすることもできないと思います。ただ燃え尽きるのを待つだけでしょうか。そのときの対応について伺いたい。戒壇院裏には防火水槽を設置できるくらいの市の所有地がありますというもので、なお2022年にはプラム・カルコアの横の露切公園のところに防火水槽が設置されましたが、順序が違うのではないのでしょうかというようなものをいただいたものであります。

お話を聞いたところなんですけれども、観世音寺、それから戒壇院のところには防火水槽とかはないけれども、観世音寺のところには消火栓が2基、戒壇院の南側の県道の筑紫野太宰府線のところに消火栓3基が設置してあるというところで、観世音寺とか戒壇院というのは、そ

こから消防車で水を放水すれば消火に当たれるというようなことになるという判断でよろしい  
んですよね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 消防水利につきましては、消防庁告示第7号消防水利の基準という基準  
に基づきまして、消火栓から、あちらの該当地域につきましては半径120mというような基準  
がございます。その基準に基づいての半径でカバーしておりますので、先ほど議員さんも申し  
上げられたように、表の3基、それと裏の2基の消火栓のほうを利用して消火活動をされると  
いうところで計画はされておると思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 消火栓があれば、防火水槽もなくでもいい。ちょっとここはもう少し私  
のほうでも調べればよかったかなって。私もちょっと調べて、消防水利に関する基準とかとい  
うので、消防水利の種類とかで消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川、海とか池とか  
井戸水とか下水道とかというのが、ああ、そういう種類があるのかと。防火水槽とかは40tぐ  
らい、40㎡のものを造らなくちゃいけないとか、先ほど120m半径で、消火栓からその対象物  
まで距離がこうなってなくちゃいけないとかというのもあって、防火水槽にこだわらなくて  
も、消火栓があればいいんだなというのを感じさせていただきました。

お話の中で、文化財防火デーというところで1月ぐらいにされているということですがけれど  
も、例えば所有者の方から、防火対策とか訓練とかで要望とかそういうのとか出たりはしてい  
ましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 防火デー、消防査察の際に、防火水槽が置けないかという話が1回あつ  
たということで聞いております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） その防火水槽が置けないかというときには、回答とかはどんな感じで答  
えられたんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） やはり史跡地でありますので、防火水槽は難しいだろうということで話  
をしたということです。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 防火水槽を設置するのも、文化財、史跡地であるから難しいということ  
で、消火栓があるから大丈夫という認識の下にお話しされたということでもよろしいんですよ  
ね。そういう認識でいます。

私もちょっと認識不足だったですけれども、戒壇院とか観世音寺は水道が通ってない。そし  
たら消せるのかというような、もし火災が起きたときに消火できるのかというようなことを考

えたんですけども、これは戒壇院さん、先ほどの防火訓練でも実際に放水をしながら訓練も  
行っているということですけども、これはどちらにお伺いしたほうがいいのかあれですけど  
ども、それは戒壇院、観世音寺の近くの消火栓を使って放水消防訓練とかというのはされたこ  
とがあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 今お尋ねの観世音寺、戒壇院エリアにおきまして、文化財防火デーで過  
去に放水したことはございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ということは、訓練ができるということなので、放水能力もしっかりあ  
り、消火もできるという認識でよろしいんですね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 先ほど申し上げましたとおり、消火栓が裏と表のほうにございますの  
で、そちらを活用して、それとあと、先ほど私申し上げました消防活動計画、これは消防本部  
のほうで計画を策定されていらっしゃいます。その中には対象物の面積や構造、それ以外に消  
防隊が進入可能な動線、どういうふうに動いて、どの水利から、どこに消防水利の位置など  
も、そういったところもちゃんと活動計画をつくられていらっしゃいますので、その計画に基  
づいて消火活動を行われるというふうになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） こういう国の有形文化財である建造物、戒壇院さんとか観世音寺さん、  
太宰府天満宮さんとか、やっぱり所有者がいらっしゃるんで、所有者の方が管理とかやらなく  
ちゃいけないというのもあると思うんですけども、そういう消火設備を設置するとかという  
こととか、避難するための経路を確保するような補修とか何かやったりするとかというのは、  
例えばそれは市のほうで補助をすとかというようなものなのか、有形文化財も国指定のもの  
とか県指定のものとか市指定のものとかというのがあるみたいですけども、何かそういう設  
備を設置するのというのは、例えば所有者から補助金申請なのか、市が申請してどうぞとい  
うようなものなのか、そういう何かルートとか補助とかというのはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 建造物の重要文化財については、文化庁の防災設備に関する補助があり  
ます。文化庁、都道府県、市の文化財担当部局及び所轄の消防本部の指導の下、文化財所有者  
が行う防災設備設置事業の一部に補助金を交付するというようになっております。警報設備、  
消火設備等、避難設備、あと避雷設備、その他要領に基づいた事業補助が設けられているとこ  
ろです。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。



○3番（今泉義文議員） その補助も申請、すみません、ちょっと話が聞き取れなかったかもしれないですけども、補助金申請は市のほうが行うものなのか、所有者が行うものなのかというのは、どの部分がスタートになるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 重要文化財の防災施設設備は多額の経費を要するということから、所有者または管理団体がその負担に堪えない場合、国は補助金を交付するとしておりまして、そういう形で手続をしていくということになるかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 一旦所有者の資金で賄ってください、駄目だったら国から補助しますということで、所有者が申請を上げるというものでよろしいんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） そういう事情がありましたら、まずは市と協議していただいて、市のほうが手続をするような場合もありますので、そういうことで進めていければと思います。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 太宰府市としまして、1件目、2件目で消費者トラブルとか特殊詐欺、2件目で有形文化財の建造物の防火体制整備とかというお話をしましたけれども、全体に関わりますので、市長のご見解、考えをいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 重要な文化財というのをいかに我々としてその安全性といいますか、特に災害、防災、消火、火事の際などに守っていくというのは非常に重要なことだろうことをまず思っておりまして、そうした中で、私も含めてこれまでそうした文化財に限った防災活動などにも参加をしてきました。

一方で、こうした地域の文化財の価値の観点から、一般の家庭なり一般のそうした地域とは違う、こうした水道の引き方とかそういうこともあるのでしょから、そうしたことも1つ頭に入れながら、いずれにしましてもこのような市内の価値あるものに対していかに安心・安全を保っていくかということは、しっかりと今後も詰めながらやっていきたいと思ったところで

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。太宰府市は史跡地が多い。そうすると史跡に絡んで有形文化財とか建造物とかというのが多いという地域であります。そこに住んでいる私たちもそれを守っていくという使命があると思っています。

4年前になりますけれども、2019年10月31日に沖縄県の首里城が、これは世界遺産に登録されていて、日本では11番目ということですが、焼けている映像とか見て、消防の消火活動とか一生懸命必死にやっていたら、あんなに燃えている、あんなに燃えている、何とか消せないのかとか、何かいたたまれないような感じになりましたし、そうい

うことが太宰府市で起きてしまうと、太宰府市の管理体制はどうなっているとかというような疑いを持たれたり、非難されたり、マイナス面じゃないですけども、唯一無二のそういう文化財を守るということも大事だと思いますので、そういう防火体制とかそういう管理体制というのを今後も太宰府市さんのお力を貸していただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月20日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時28分

~~~~~ ○ ~~~~~